

玉名市

第6期障がい福祉計画・

第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

玉名市



# はじめに

---



本市では「こんな玉名市であって欲しい」と願う多くの市民の皆様の意見や希望をもとに策定しました「笑顔をつくる10年ビジョン」に沿って、障がいのある人への就労支援や障がいのある子どもへの通所支援など、様々な福祉ニーズに合わせた適切な福祉サービスを提供し、基本目標である「市民の笑顔が人を呼び込むまち」の実現に向けて取り組んでいるところです。

我が国の福祉施策におきましても、障がい者及び障がい児が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指した福祉制度の整備が進められています。

このような中、障がい福祉サービスの一層の充実を図るため、国や県が示す、障がい者を支援するための成果目標や、本市における福祉サービスの具体的な必要量を確保することを目的とした「第6期玉名市障がい福祉計画・第2期玉名市障がい児福祉計画」を策定しました。障がいをお持ちの人とご家族を取り巻く現況や、福祉サービス事業所の課題等を把握するためのアンケート調査をはじめ、計画策定委員会では多角的な観点から貴重なご意見やご助言等を賜りお礼申し上げます。

障がいをお持ちの人がそれぞれの地域で、安心して暮らせるよう関係機関等と連携を図り、さらに充実した福祉サービスを提供してまいります。

今後とも、本計画の推進に対する市民の皆様や、関係団体等の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月

玉名市長  
藏原隆浩



# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
3	計画策定手法について	3
第2章	玉名市の現状	4
1	障がいをもつ人の状況	4
2	アンケート調査結果からみる障がい者・障がい児を取り巻く現状	12
第3章	計画の考え方	32
1	障がい者計画と障がい（児）福祉計画の関係	32
2	「基本指針の見直し」の主なポイントについて	33
3	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の達成状況	35
第4章	成果目標、障がい福祉サービス等の見込量と確保策	41
1	令和5年度に向けた成果目標（国の基本指針）	41
2	障がい福祉サービス等の見込量と確保策	50
第5章	計画の推進にあたって	95
1	計画の推進体制	95
2	計画の進捗管理	95
資料編		97
1	第6期玉名市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会 委員名簿	97
2	用語解説	98



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

玉名市では、玉名市総合計画の中で「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を掲げており、この将来都市像を実現するために「健康で安心な 福祉づくり」を基本目標の一つとして掲げ、日々環境整備に努めています。

国においては、平成18年に、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者自立支援法」が施行されました。また、平成25年4月1日には、障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

その後、「発達障害者支援法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われる中、第5期障がい福祉計画の策定に向けた基本指針において、市町村に「障がい児福祉計画」策定の義務付けなど、障がい者福祉を取り巻く環境は変化を続けています。

この度、令和2年度を以って第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の期間が終了することから、国・県の動向、玉名市におけるこれまでの計画の数値目標に対する進捗状況や各年度における障がい福祉サービス利用の状況等を踏まえ、令和5年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

### ● 「障がい」表記について

本計画において、「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語等で漢字表記が使用されている場合、または各機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則、平仮名で記載しています。

### ● 有明圏域：玉名市、荒尾市、玉東町、長洲町、和水町、南関町

### ● 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」について

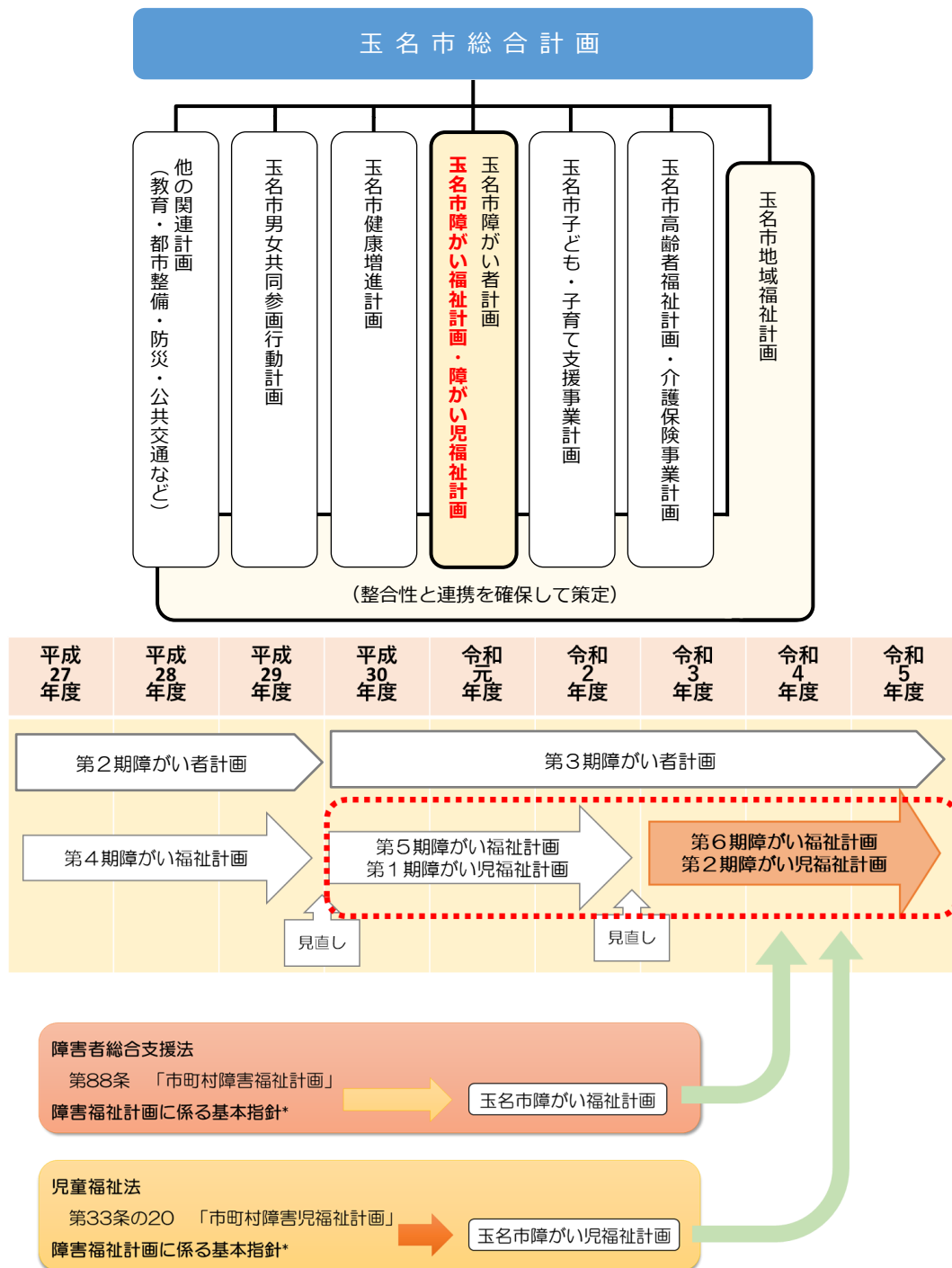
平成18年度に発足し、有明圏域の行政機関と関係機関等で構成され、「相談支援」をはじめとする関係機関のネットワーク構築や、広域的な障がい福祉サービスの充実を図れるよう、取り組みを行っています。

## 2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」＝【第6期玉名市障がい福祉計画】と、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」＝【第2期障がい児福祉計画】を一体の計画として策定するものです。

障がい福祉計画では、障がい福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定め、障がい児福祉計画では、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めます。

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間です。



\*：障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針



### 3 計画策定手法について

#### (1) 計画策定委員会

幅広く専門的な意見を求めて計画に反映させるため、外部有識者や事業所代表及び各種団体の代表者で構成し、策定期間中に4回開催しました。

第1回	令和2年10月9日(金)	(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要について (2) 玉名市の現状及び計画の進捗について (3) アンケート調査結果について
第2回	令和2年11月27日(金)	(1) 第1回策定委員会の質疑の回答について (2) 成果目標に対する目標値の設定について (3) 計画骨子について (4) 今後のスケジュールについて
第3回	令和2年12月24日(木)	(1) サービス見込量について
第4回	令和3年2月16日(火)	(1) 第3回策定委員会からの報告 (2) パブリックコメントについて (3) 最終案について

#### (2) 市民へのアンケート調査

市内在住の障害者手帳所持者（障がい者、障がい児）及び福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を行いました。

#### (3) パブリックコメントの実施

計画策定委員会及び玉名市で検討・作成した計画素案に対して、市民のみなさんから広く意見を募集しました。

## 第2章 玉名市の現状

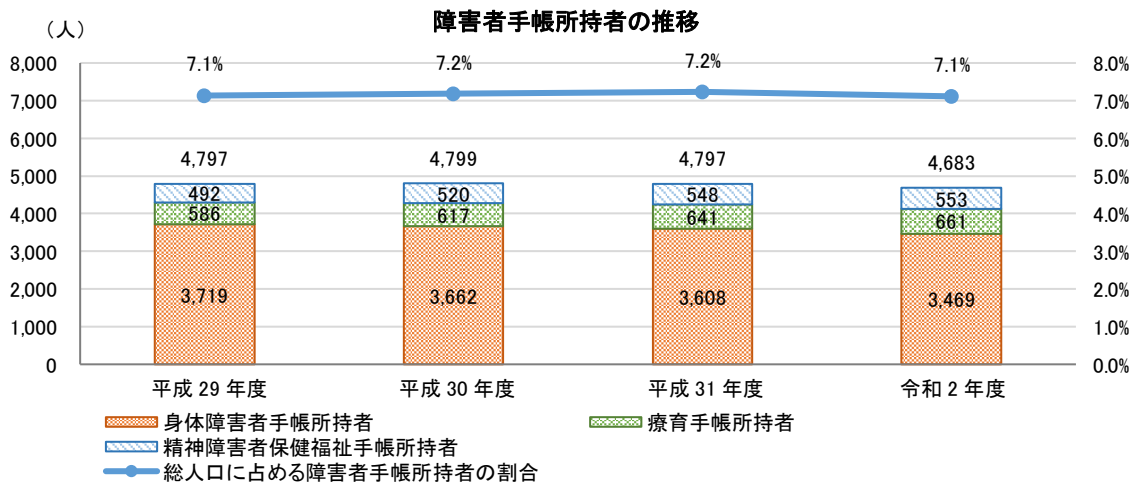
### 1 障がいをもつ人の状況

#### (1) 総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月現在 65,817 人で、高齢者人口は増加傾向であるものの、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

また、障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在 4,683 人であり、近年はわずかに減少傾向となっているものの、総人口に占める割合で見ると7%台でほぼ横ばいとなっています。

また、各障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

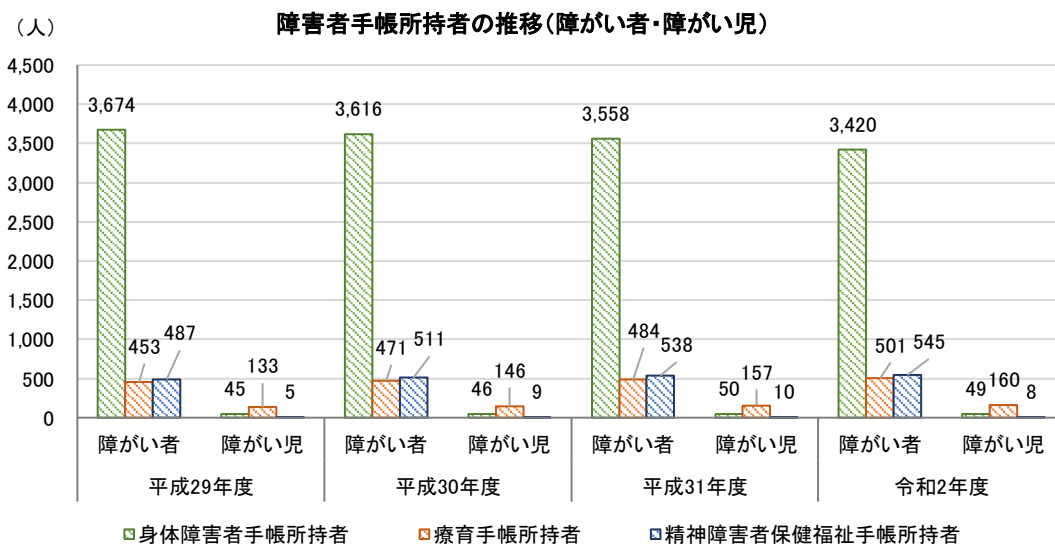


#### ■ 総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移

単位: 人

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
総人口	67,242	66,850	66,319	65,817
年少人口 (0~14 歳)	8,490	8,409	8,305	8,237
生産年齢人口 (15~64 歳)	37,190	36,630	36,028	35,394
高齢者人口 (65 歳以上)	21,562	21,811	21,986	22,186
手帳所持者総数	4,797	4,799	4,797	4,683
①身体障害者手帳所持者	3,719	3,662	3,608	3,469
総人口に対する割合	5.5%	5.5%	5.4%	5.3%
②療育手帳所持者	586	617	641	661
総人口に対する割合	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%
③精神障害者保健福祉手帳所持者	492	520	548	553
総人口に対する割合	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%

(資料: 玉名市総合福祉課 各年度 4月1日現在)



## (2) 手帳ごとにみる推移

### ① 身体障害者手帳所持者の状況

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は 3,469 人で、減少傾向で推移しています。

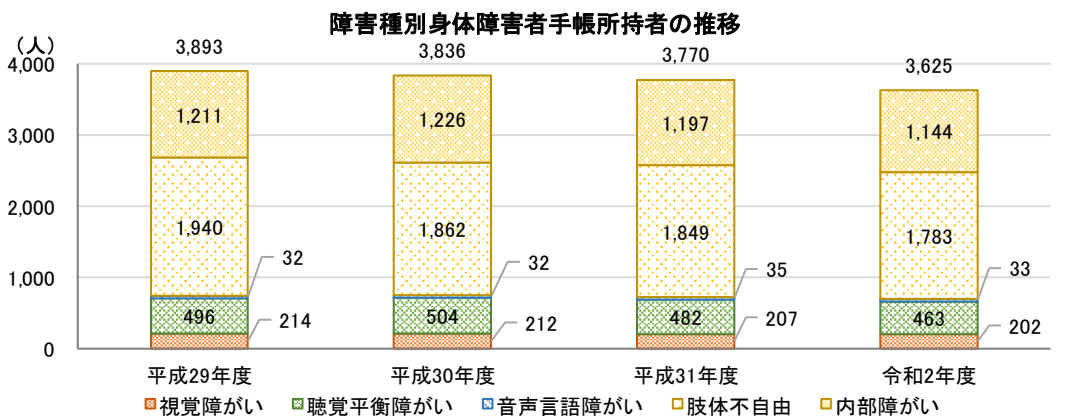
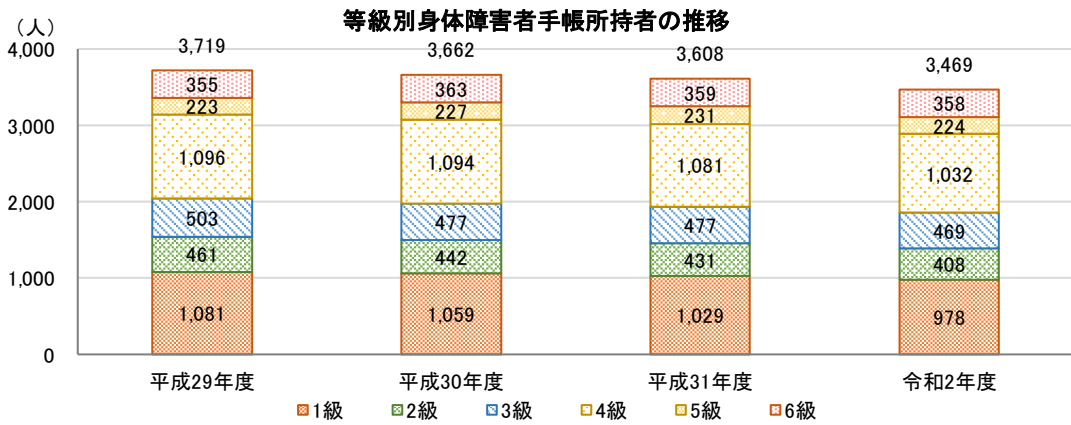
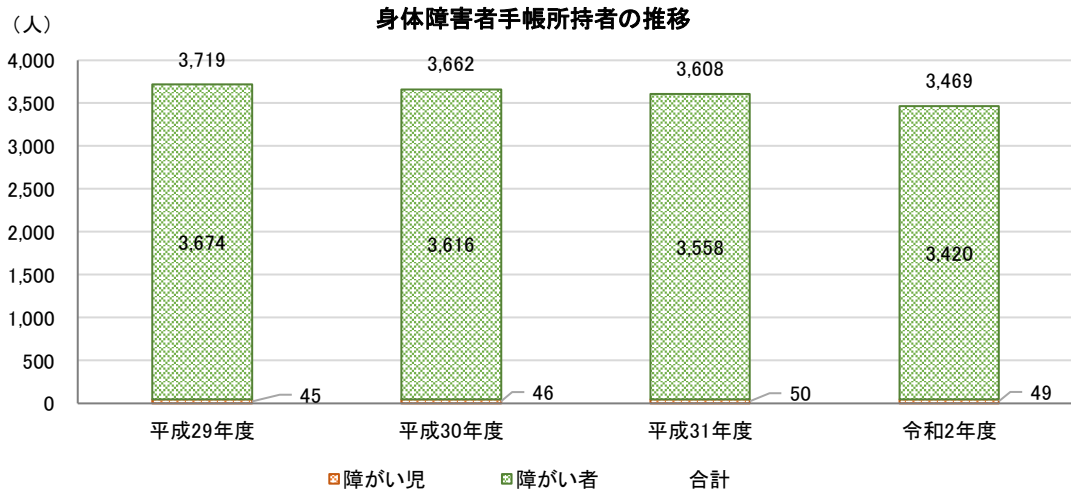
等級別では、令和2年は1級の重度障がい者が 978 人となっており、全体の約3割を占めています。

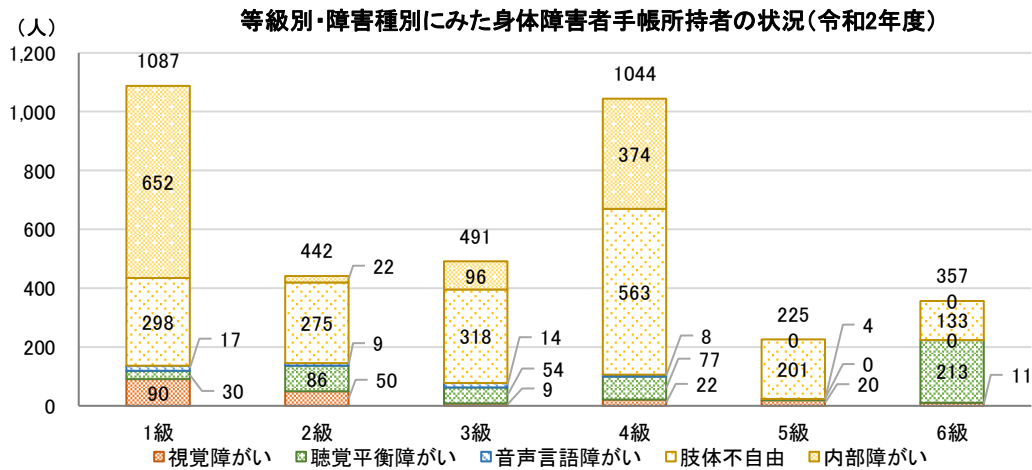
障がい種別では、肢体不自由が最も多く 1,783 人となり、全体の約5割を占めています。

(人)

		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		3,674	45	3,616	46	3,558	50	3,420	49
等級別	1 級	1,063	18	1,041	18	1,008	21	957	21
	2 級	455	6	435	7	425	6	403	5
	3 級	497	6	469	8	470	7	462	7
	4 級	1,091	5	1,090	4	1,073	8	1,025	7
	5 級	218	5	223	4	228	3	221	3
	6 級	350	5	358	5	354	5	352	6
障がい種別	視覚障がい	212	2	210	2	205	2	200	2
	聴覚平衡障がい	486	10	494	10	472	10	454	9
	音声言語障がい	32	0	32	0	35	0	33	0
	肢体不自由	1,914	26	1,835	27	1,820	29	1,752	31
	内部障がい	1,205	6	1,219	7	1,188	9	1,137	7

(資料：玉名市総合福祉課 各年度4月1日現在)





## ② 療育手帳所持者の状況

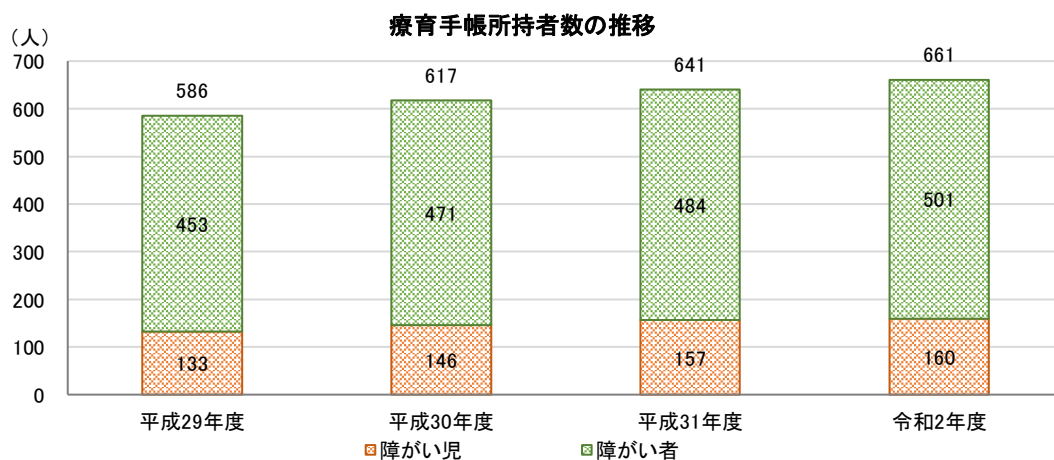
令和2年4月1日現在の療育手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は661人で、増加傾向で推移しています。

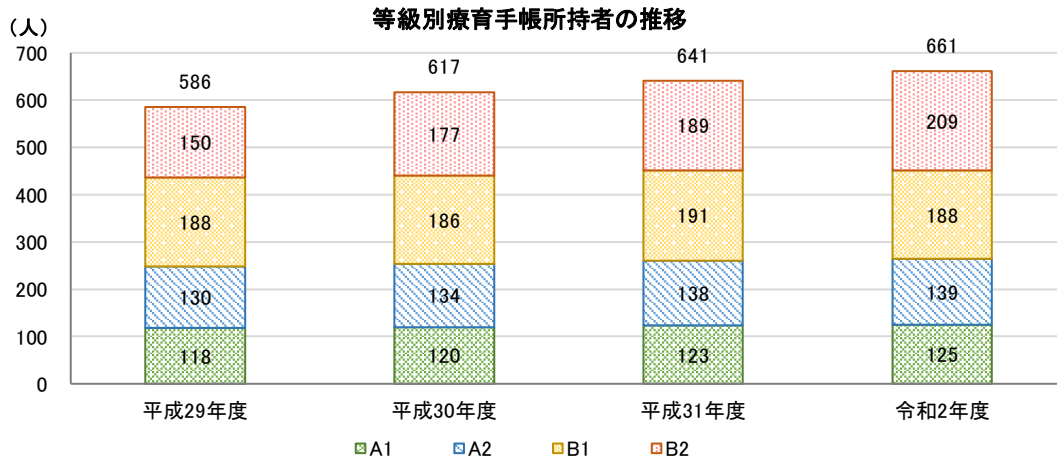
等級別では、B2が最も多く209人となり、全体の約3割を占めています。

(人)

		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		453	133	471	146	484	157	501	160
障がい程度	A1	98	20	102	18	104	19	105	20
	A2	110	20	114	20	117	21	119	20
	B1	168	20	168	18	171	20	173	15
	B2	77	73	87	90	92	97	104	105

(資料：玉名市総合福祉課 各年度4月1日現在)





### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

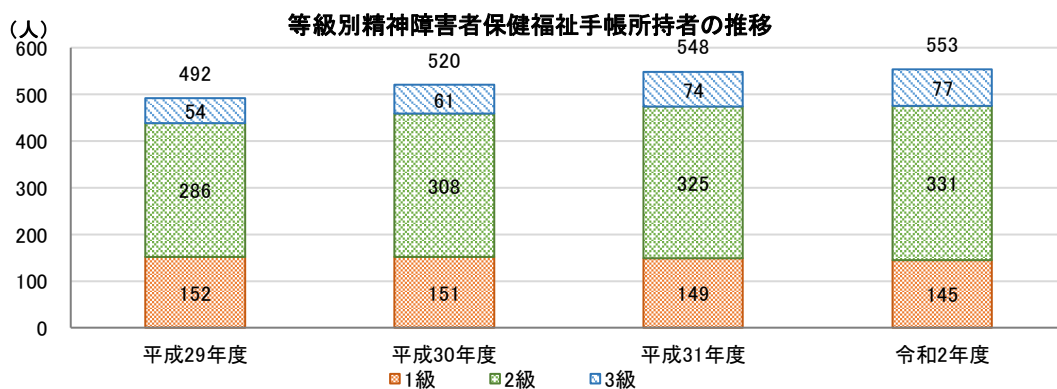
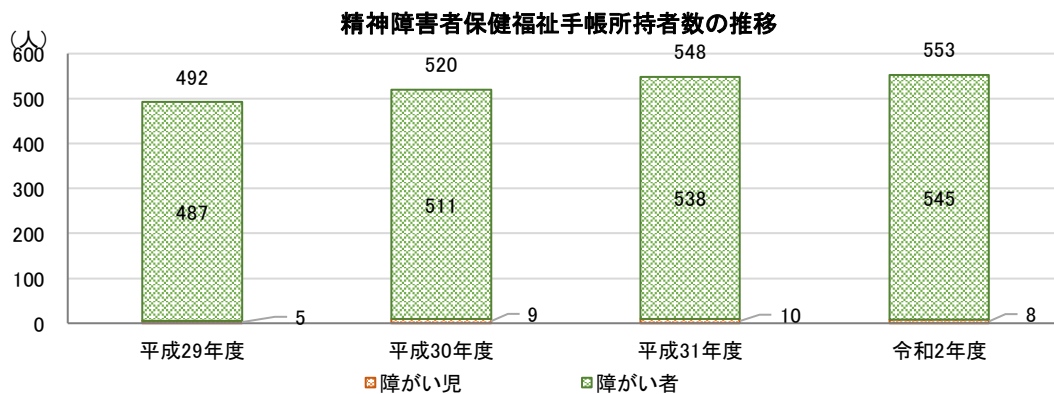
令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は553人で、増加傾向で推移しています。

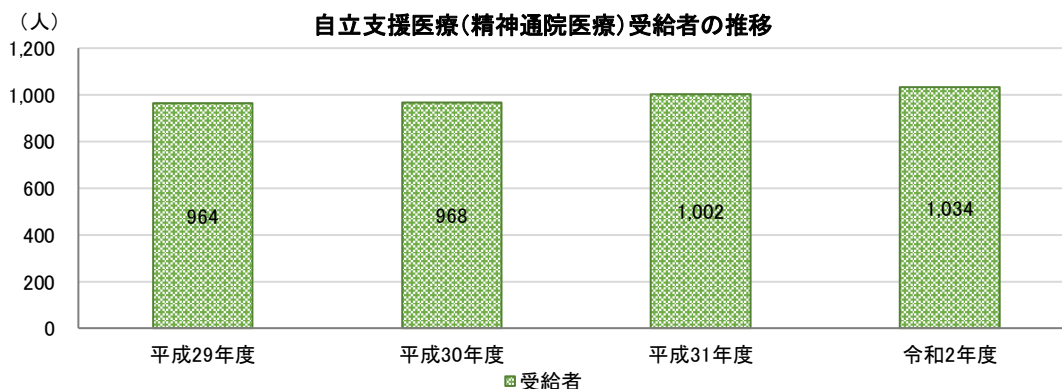
等級別では、2級が最も多く331人となり、全体の約6割を占めています。

(人)

		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		487	5	511	9	538	10	545	8
等級別	1級	151	1	150	1	147	2	144	1
	2級	283	3	302	6	319	6	326	5
	3級	53	1	59	2	72	2	75	2

(資料：玉海市総合福祉課 各年度4月1日現在)





#### ④ 難病患者数の状況

令和2年3月末現在の玉名市における特定医療費(指定難病)受給者は641人、令和2年3月末現在の有明圏域における小児慢性特定疾患医療給付対象者は133件となっています。

特定医療費(指定難病)受給者においては、近年は増加傾向となっています。

(人)

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特定医療費(指定難病)受給者	637	590	625	641

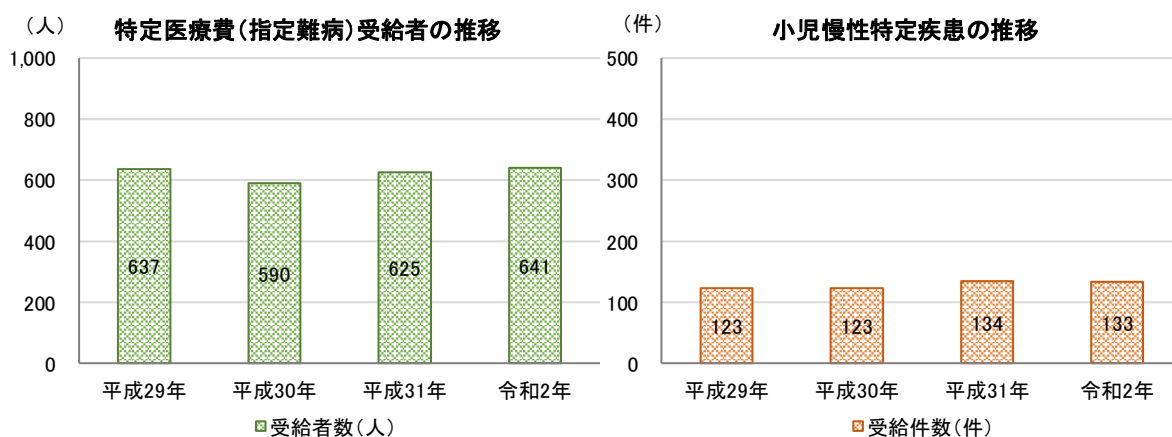
(特定医療費(指定難病)受給者資料: 有明保健所 保健予防課 各年3月末現在)

(件)

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
小児慢性特定疾患医療給付	123	123	134	133

(小児慢性特定疾患医療給付資料: 有明保健所 保健予防課 各年3月末現在)

※複数疾患はそれぞれ1件と数えており受給者人数ではなく件数



## 2 障がい児の保育・教育状況について

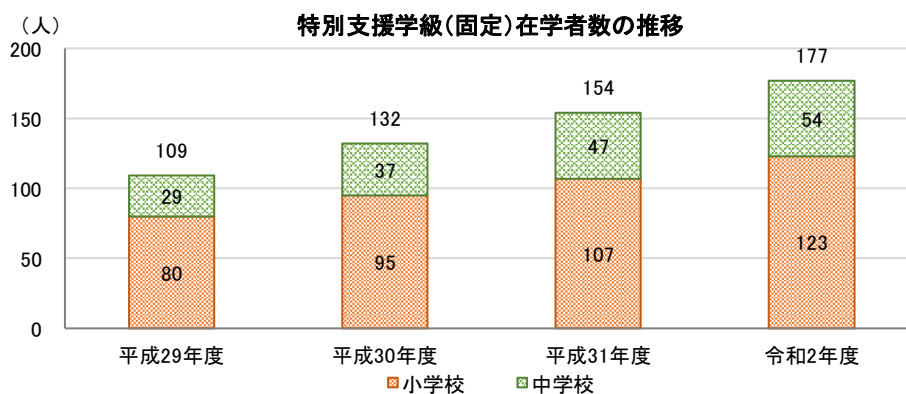
### ① 特別支援学級の状況

特別支援学級（固定）在学者数は、令和2年4月1日現在 177 人で、増加傾向となっています。一方、特別支援学級（通級）在学者数は、令和2年4月1日現在 26 人となっています。

(人)

特別支援学級(固定)在学者数	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
小学校	80	95	107	123
中学校	29	37	47	54
合計	109	132	154	177

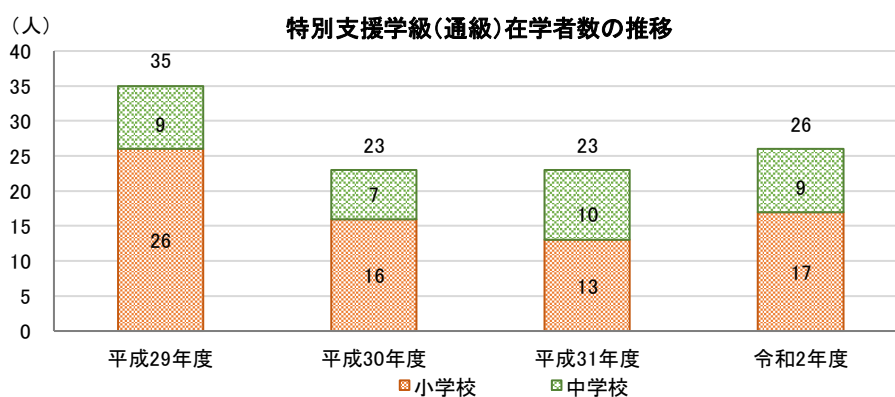
(資料：玉名市総合福祉課 各年度4月1日現在)



(人)

特別支援学級(通級)在学者数	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
小学校	26	16	13	17
中学校	9	7	10	9
合計	35	23	23	26

(資料：玉名市総合福祉課 各年度4月1日現在)





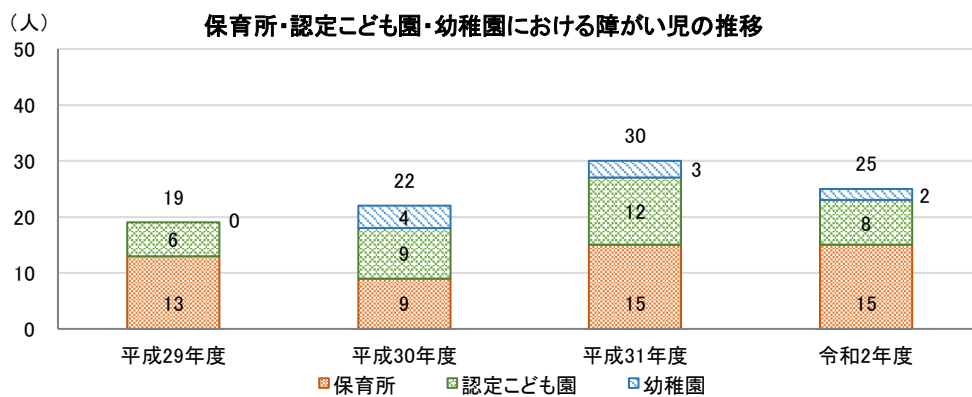
## ② 保育所・幼稚園等の状況

保育所・幼稚園等における障がい児は、令和2年4月1日現在 25人で、平成31年まで増加傾向でしたが令和2年は減少となっています。

(人)

保育所・幼稚園等における障がい児	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
保育所	13	9	15	15
認定こども園	6	9	12	8
幼稚園	0	4	3	2
合計	19	22	30	25

(資料：玉名市総合福祉課 各年度4月1日現在)



## 2 アンケート調査結果からみる障がい者・障がい児を取り巻く現状

### (1) 調査の概要

障がいのある方を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的に3種類（障がい者、障がい児、事業所）のアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査時期

令和2年8月～9月

#### ② 調査対象者

障がい者：市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所持者

障がい児：児童発達支援・放課後等デイサービス等の利用者

事業所：玉名市内の障がい福祉サービス事業所

#### ③ 調査方法

郵送による配布、回収

#### ④ 回収結果

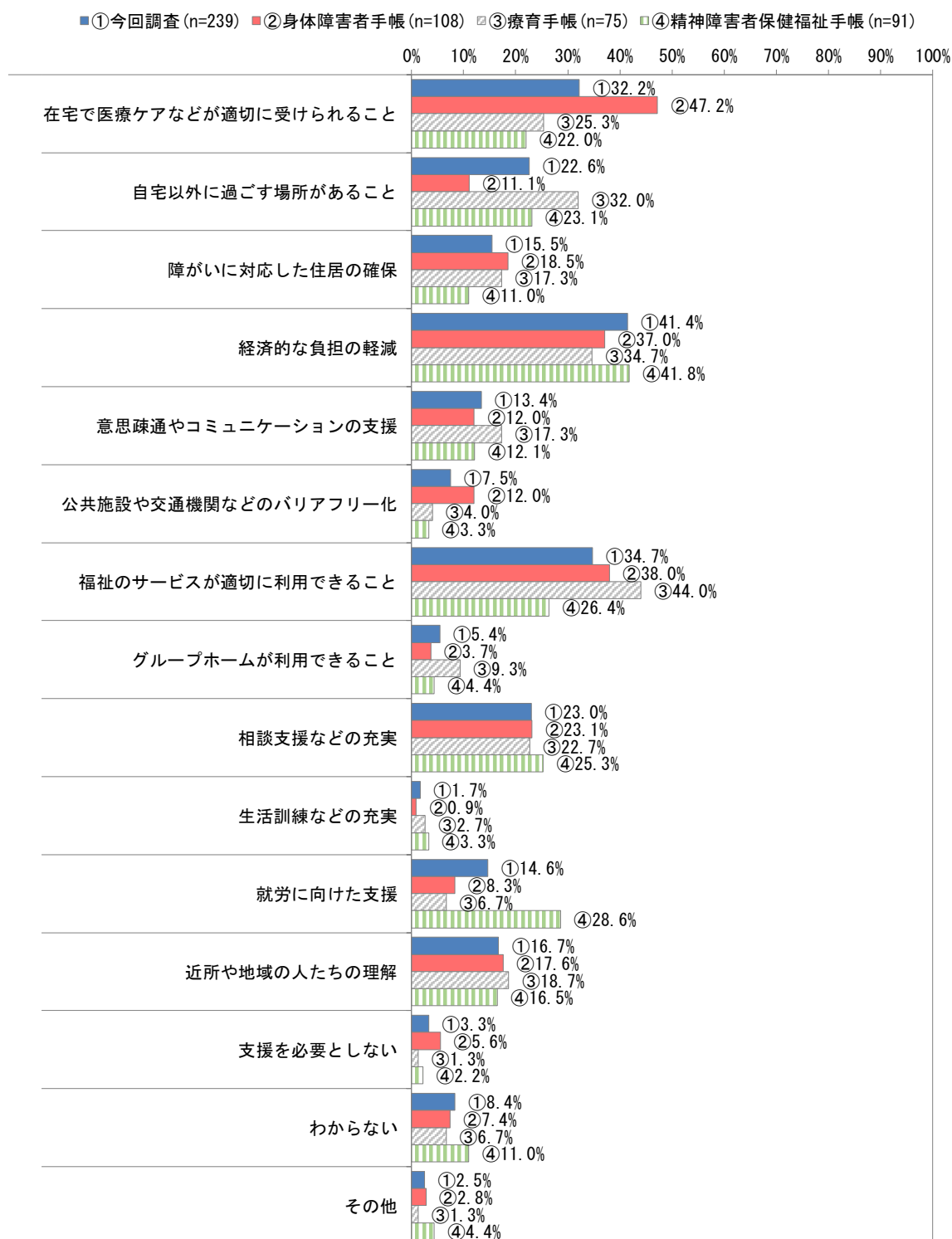
対象者	対象者数	回収状況	回収率
障がい者	525 件	239 件	45.5%
障がい児	175 件	90 件	51.4%
事業所	13 件	9 件	69.2%

## (2) -1 調査結果 ～障がい者～

### ① 地域で生活し続けるために必要な支援

地域生活を営むうえで必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が 41.4%と最も多く、次いで「福祉のサービスが適切に利用できること」が 34.7%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が 32.2%となっています。

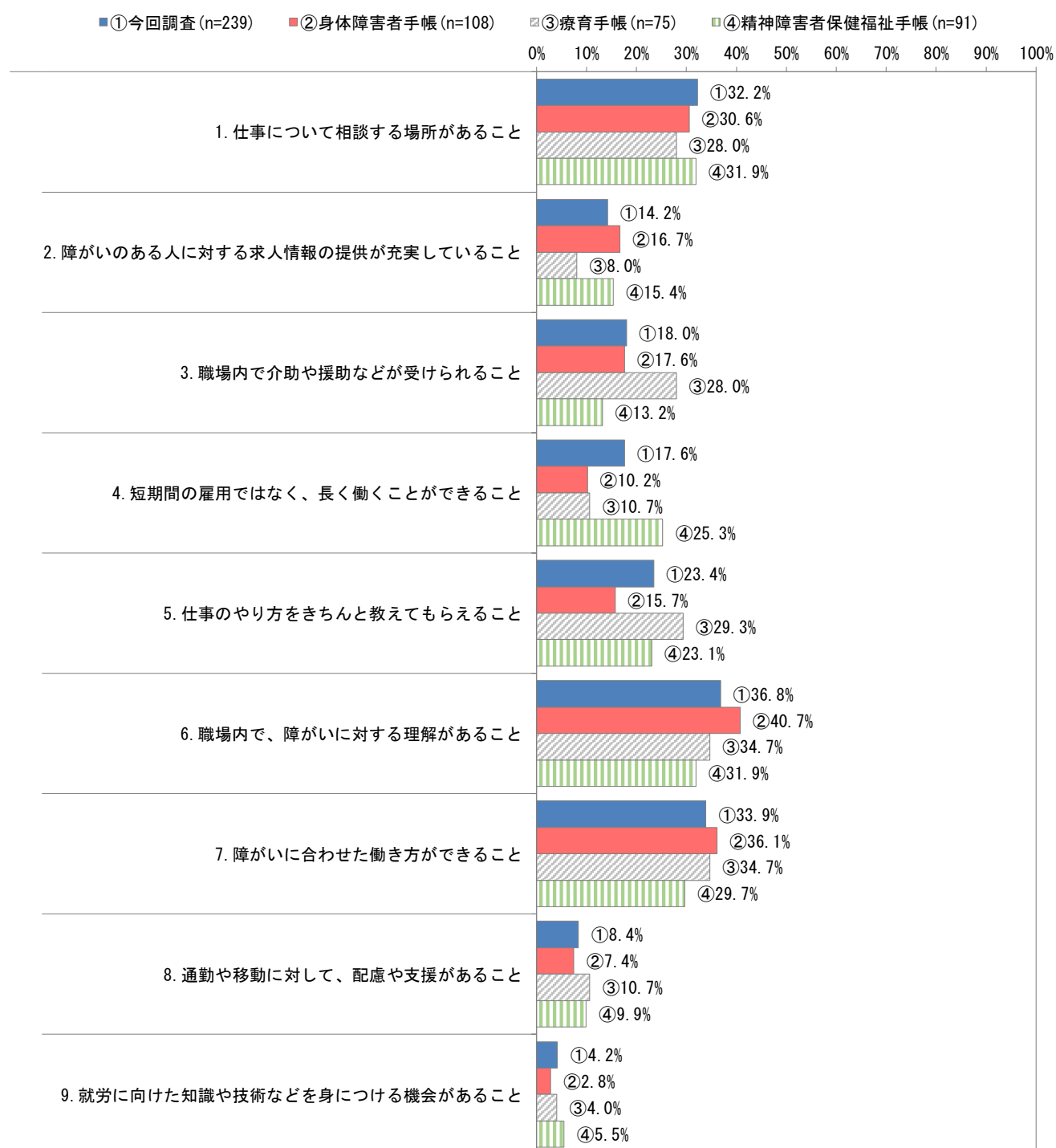
年代別でみると、「18～29歳」「30～39歳」では「自宅以外に過ごす場所があること」が4割前後と多くなっています。



## ② 就労のために必要な配慮

障がい者の就労において必要な配慮については、「職場内で、障がいに対する理解があること」が36.8%と最も多く、次いで「障がいに合わせた働き方ができること」が33.9%、「仕事について相談する場所があること」が32.2%となっています。

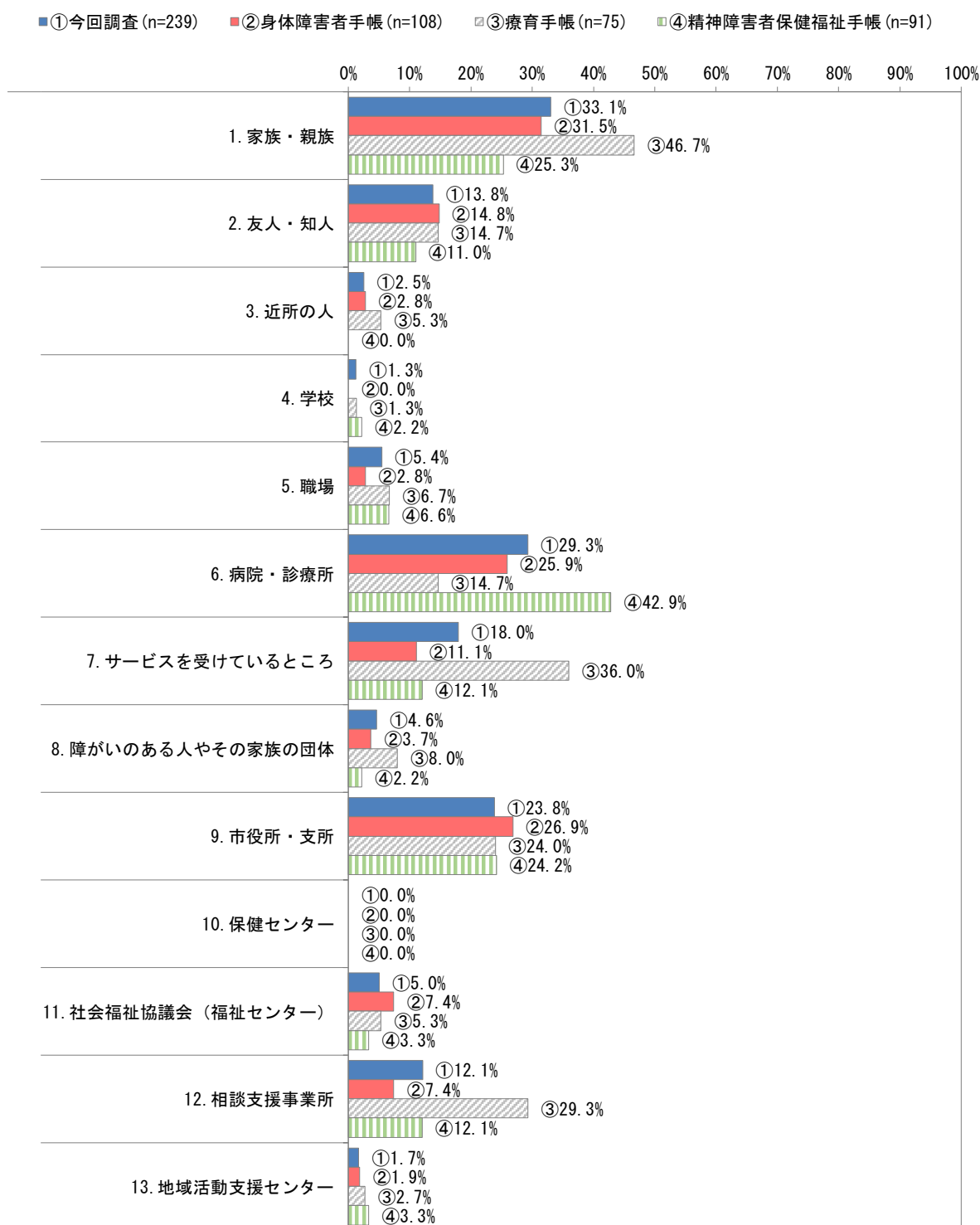
年代別でみると、「30～39歳」では、「職場内で介助や援助などが受けられること」も多く3割を超えています。



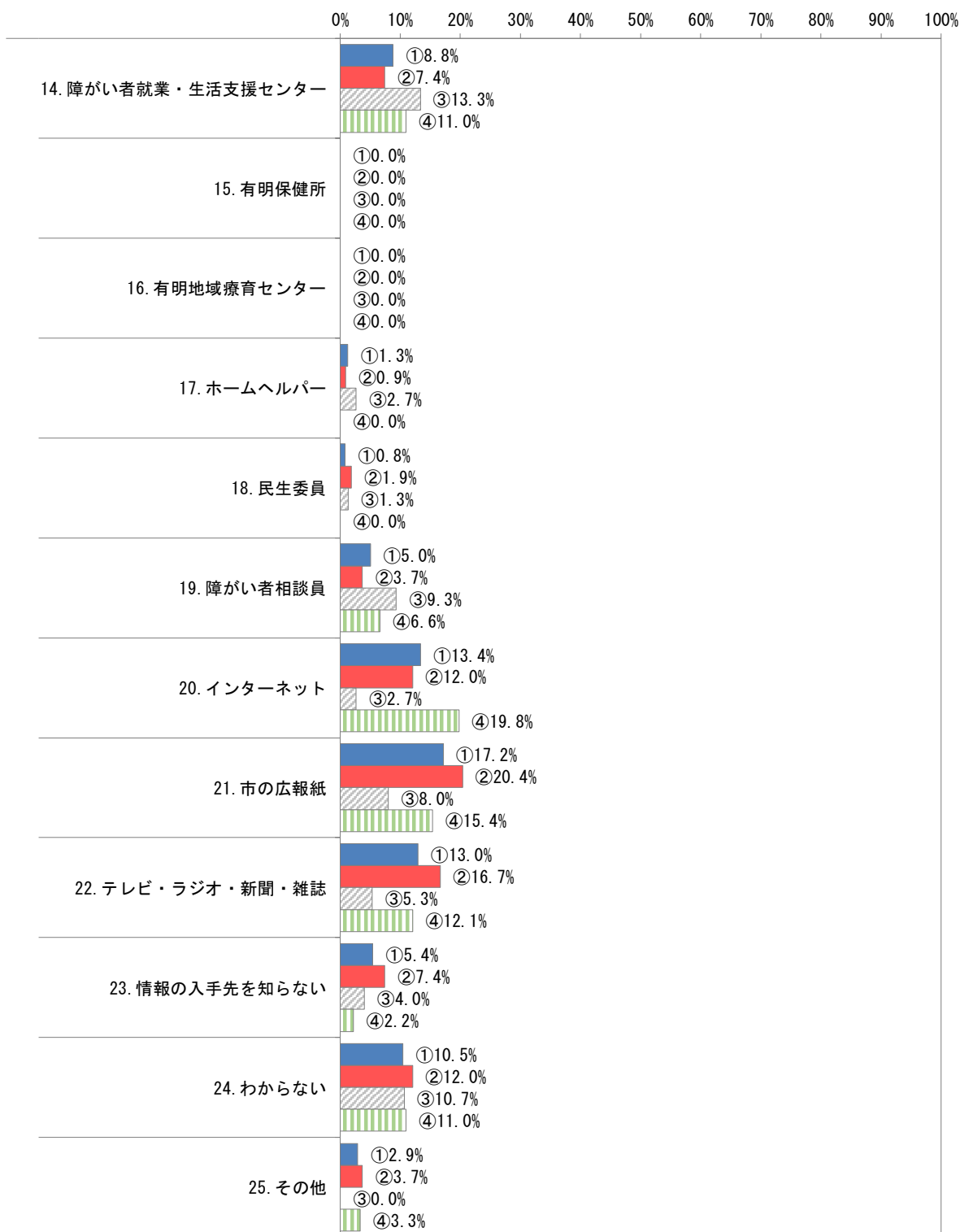
### ③ 福祉に関する情報源

福祉サービスの情報源については、「家族・親族」が 33.1%と最も多く、次いで「病院・診療所」が 29.3%、「市役所・支所」が 23.8%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者では「家族・親族」がそれぞれ 31.5%・46.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院・診療所」が 42.9%と最も多くなっています。療育手帳所持者においては、「サービスを受けているところ」「相談支援事業所」も約 3～4 割と他の種別に比べ多くなっています。

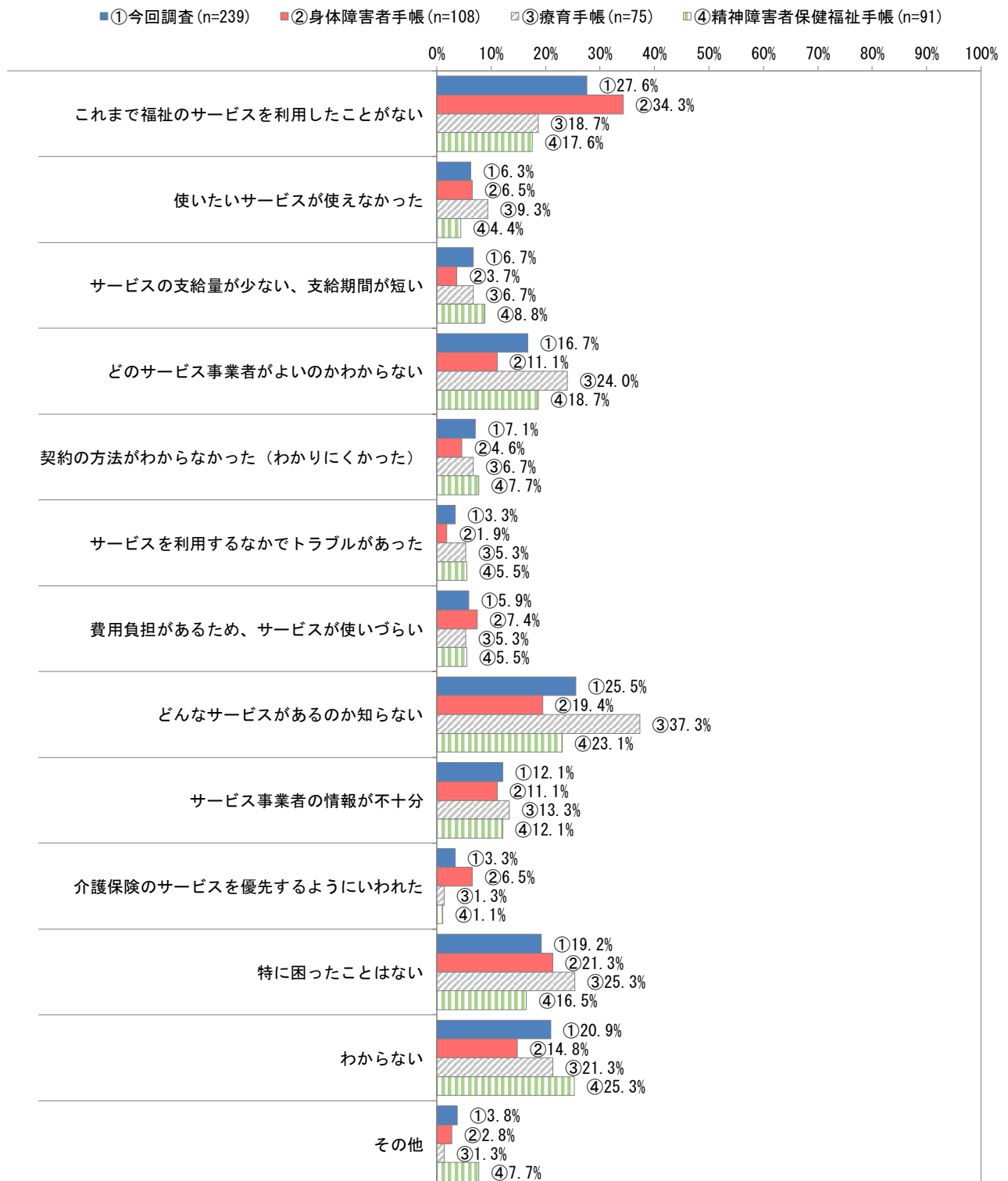


■①今回調査 (n=239) ■②身体障害者手帳 (n=108) □③療育手帳 (n=75) □④精神障害者保健福祉手帳 (n=91)



#### ④ 福祉サービス利用時の困りごと

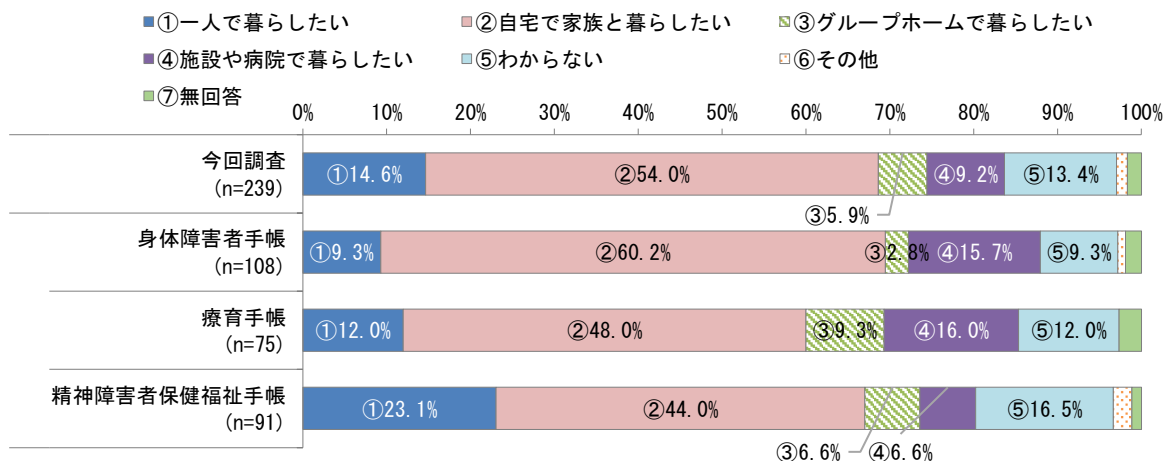
福祉サービス利用時の困りごとについては、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が27.6%と最も多く、次いで「どんなサービスがあるのか知らない」が25.5%、「わからない」が20.9%となっています。



## ⑤ 将来希望する居住環境

将来的に希望する居住環境については、「自宅で家族と暮らしたい」が 54.0%と最も多く、次いで「一人で暮らしたい」が 14.6%となっています。

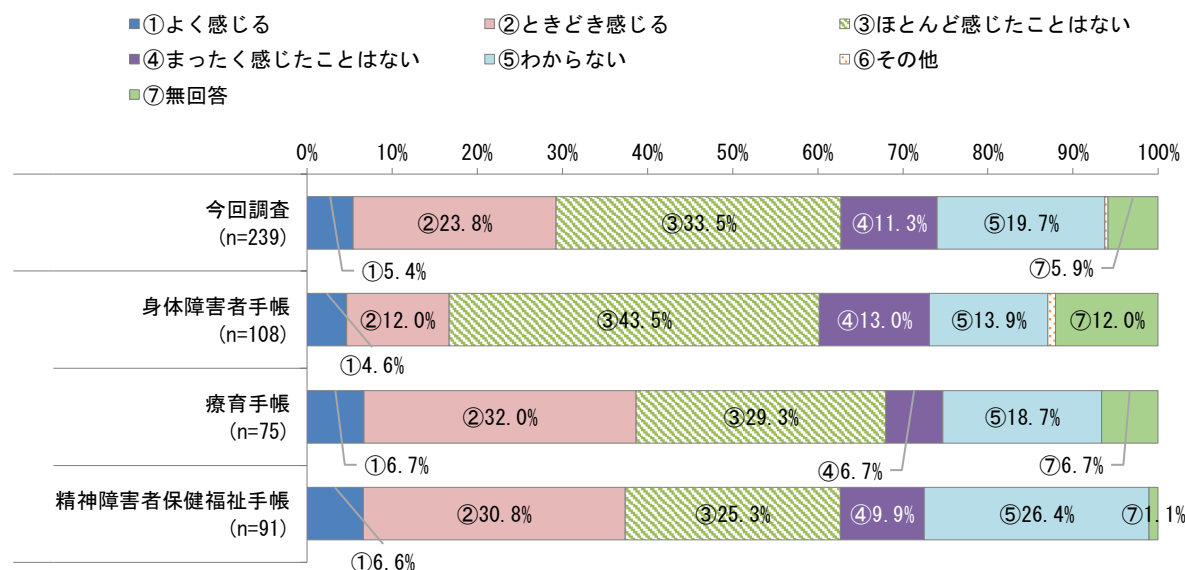
障がい種別でみると、「自宅で家族と暮らしたい」の割合が、身体障害者手帳所持者では 60.2%、療育手帳所持者では 48.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 44.0%と最も多くなっています。



## ⑥ 差別等を感じた経験

障がいや難病により差別等を感じた経験については、「ほとんど感じたことはない」が 33.5%と最も多く、次いで「ときどき感じる」が 23.8%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「ほとんど感じたことはない」が 43.5%、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者では「ときどき感じる」がそれぞれ 32.0%・30.8%と最も多くなっています。

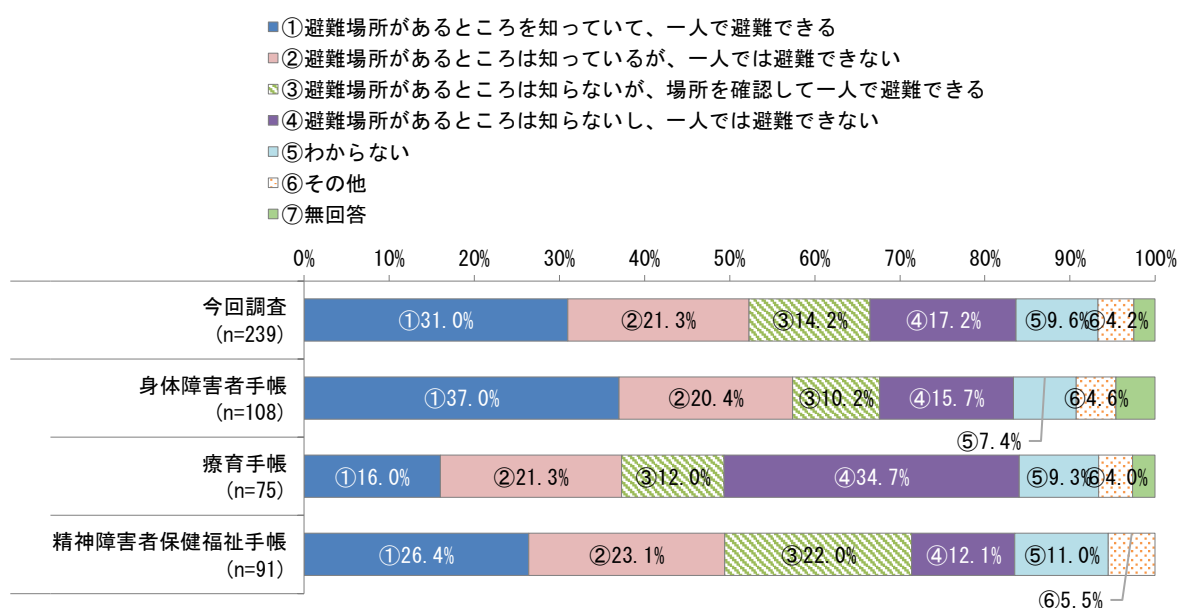




## ⑦ 災害時の自力避難

災害時における自力避難の可否については、「避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる」が31.0%と最も多く、次いで「避難場所があるところを知っているが、一人では避難できない」が21.3%、「避難場所があるところ知らないし、一人では避難できない」が17.2%となっています。

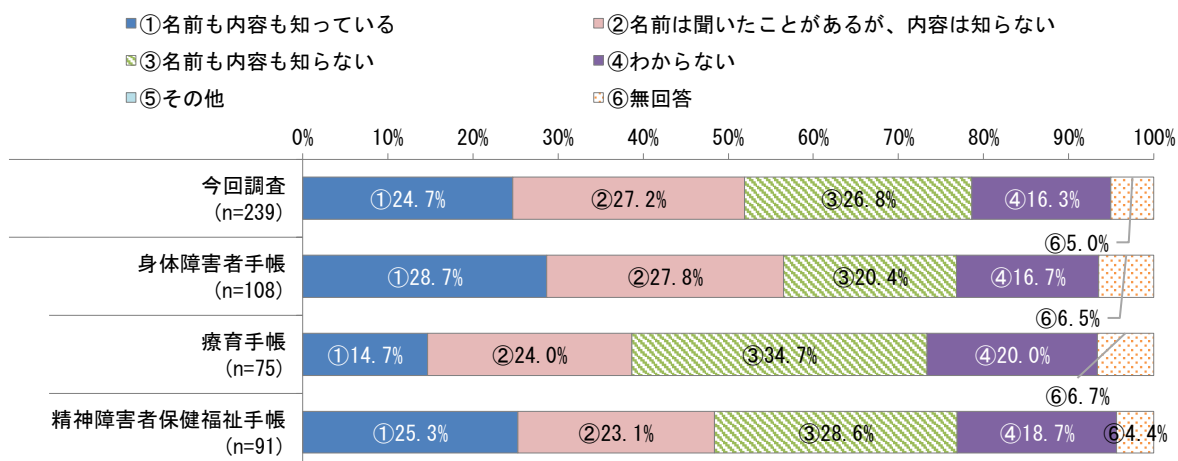
障がい種別でみると、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる」がそれぞれ37.0%・26.4%、療育手帳所持者では「避難場所があるところ知らないし、一人では避難できない」が34.7%と最も多くなっています。



## ⑧ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.2%と最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が26.8%、「名前も内容も知っている」が24.7%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「名前も内容も知っている」が28.7%、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前も内容も知らない」がそれぞれ34.7%・28.6%と最も多くなっています。

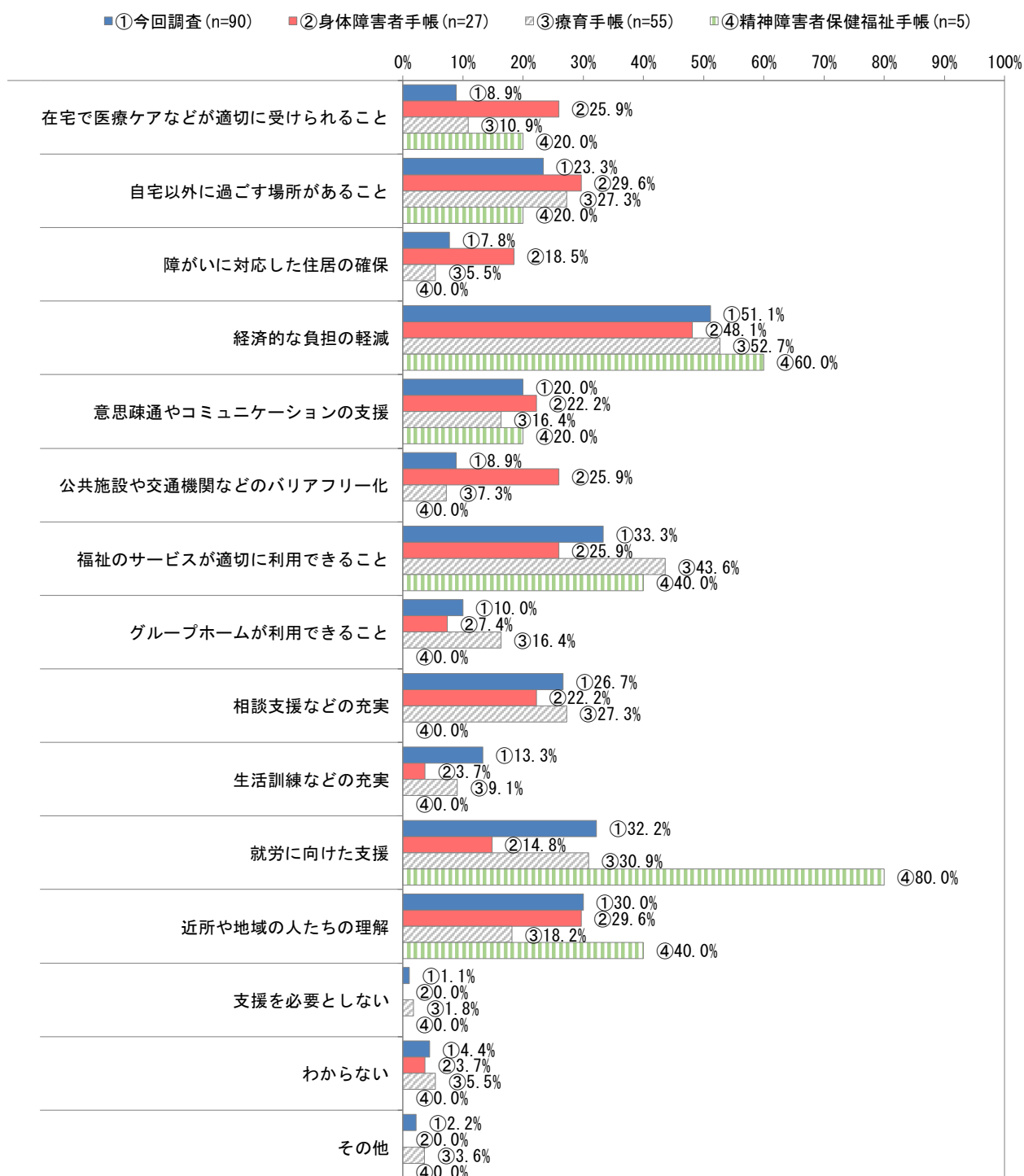


## (2) -2 調査結果 ～障がい児～

### ① 地域で生活し続けるために必要な支援

地域で生活する上での支援については、「経済的な負担の軽減」が 51.1%と最も多く、次いで「福祉のサービスが適切に利用できること」が 33.3%、「就労に向けた支援」が 32.2%となっています。

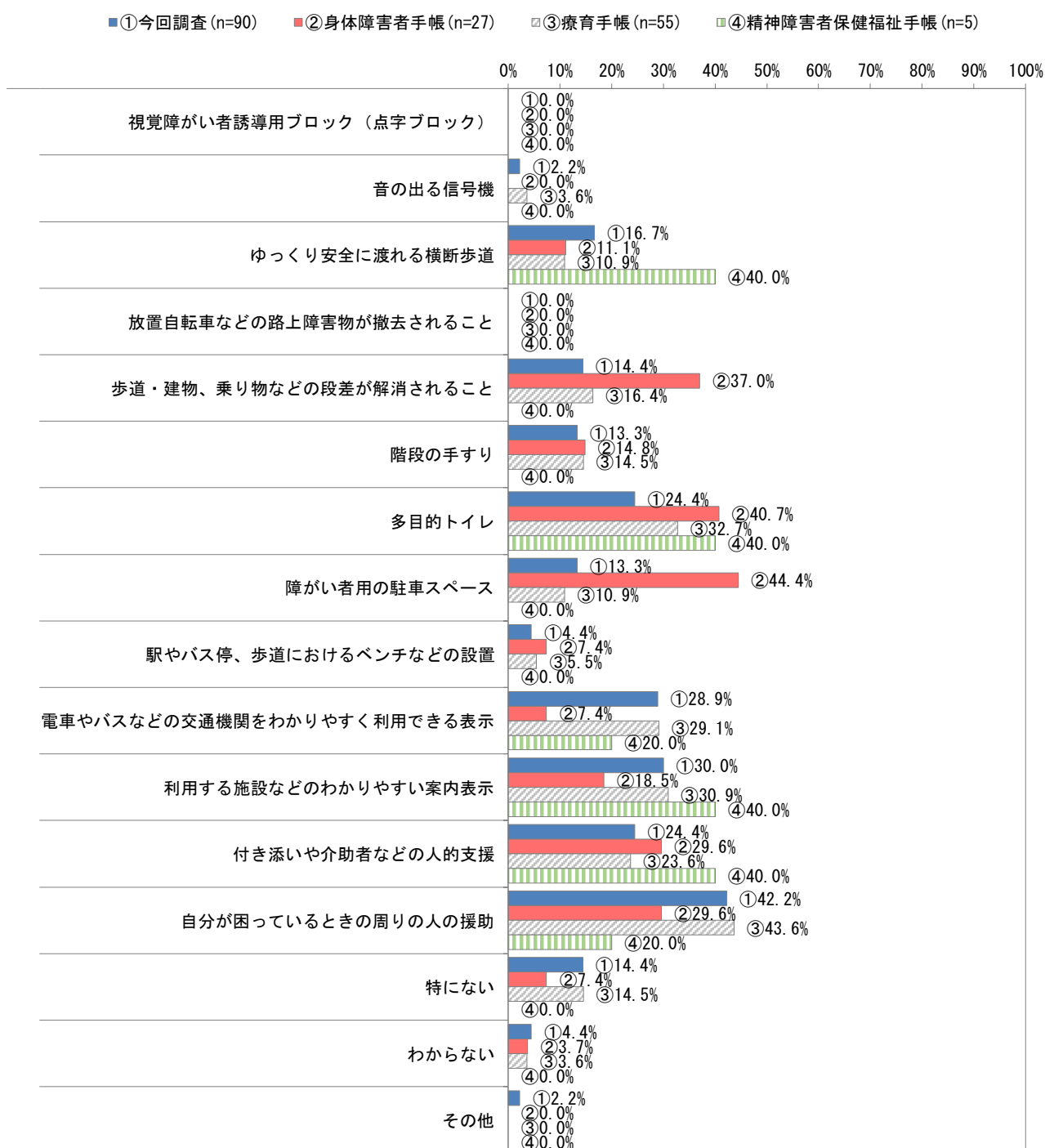
障がい種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者では「経済的な負担の軽減」がそれぞれ 48.1%・52.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労に向けた支援」が 80.0%と最も多くなっています。



## ② 外出時に充実してほしいと感じる事項

外出時に充実してほしいと感じることについては、「自分が困っているときの周りの人の援助」が42.2%と最も多く、次いで「利用する施設などのわかりやすい案内表示」が30.0%、「電車やバスなどの交通機関をわかりやすく利用できる表示」が28.9%となっています。

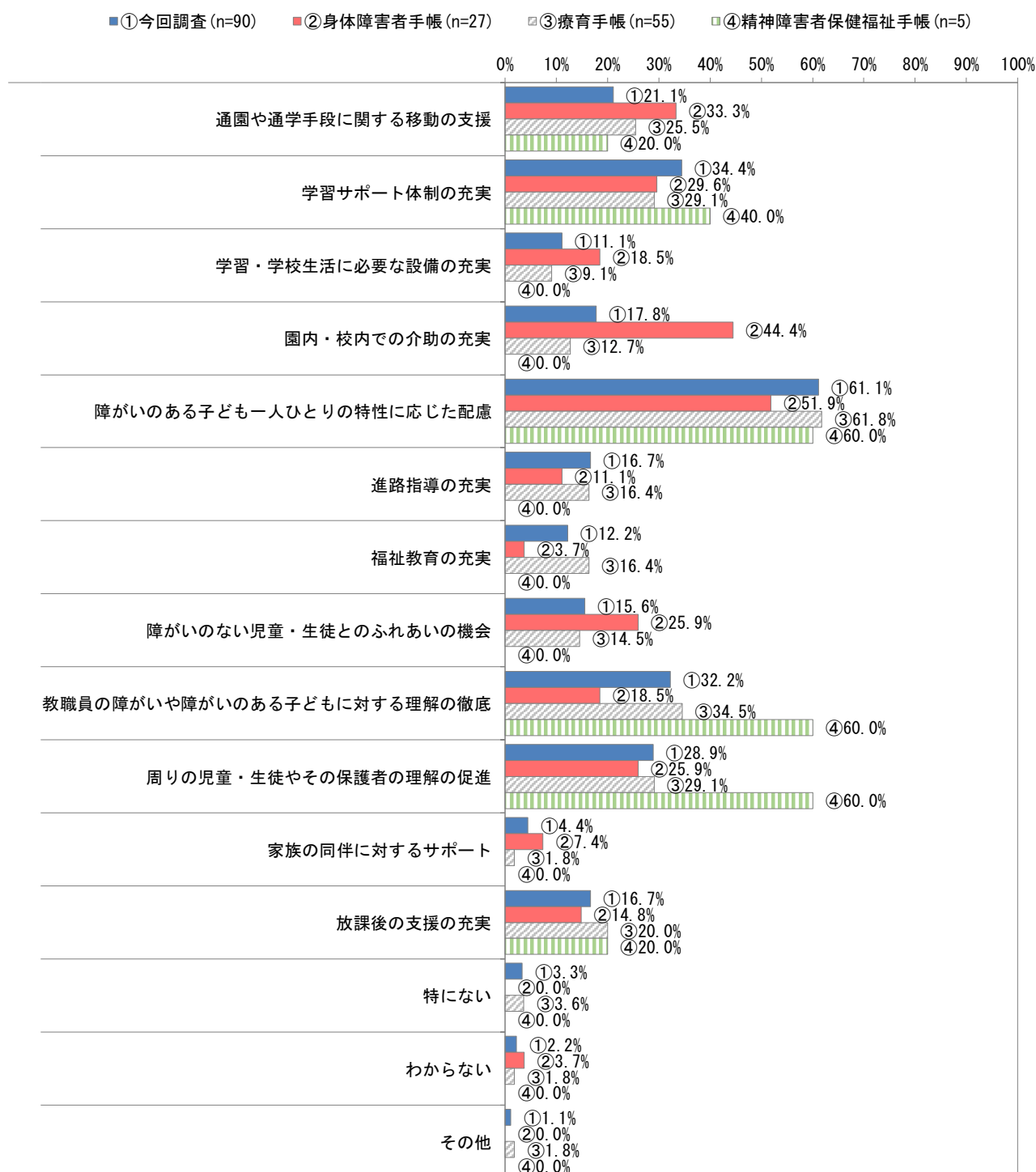
障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「障がい者用の駐車スペース」が44.4%、療育手帳所持者では「自分が困っているときの周りの人の援助」が43.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ゆっくり安全に渡れる横断歩道」「多目的トイレ」「利用する施設などのわかりやすい案内表示」「付き添いや介助者などの人的支援」がともに40.0%と最も多くなっています。



### ③ 学校生活等で必要だと思うこと

障がい児が学校等で生活を送るうえで必要なことについては、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が61.1%と最も多く、次いで「学習サポート体制の充実」が34.4%、「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」が32.2%となっています。

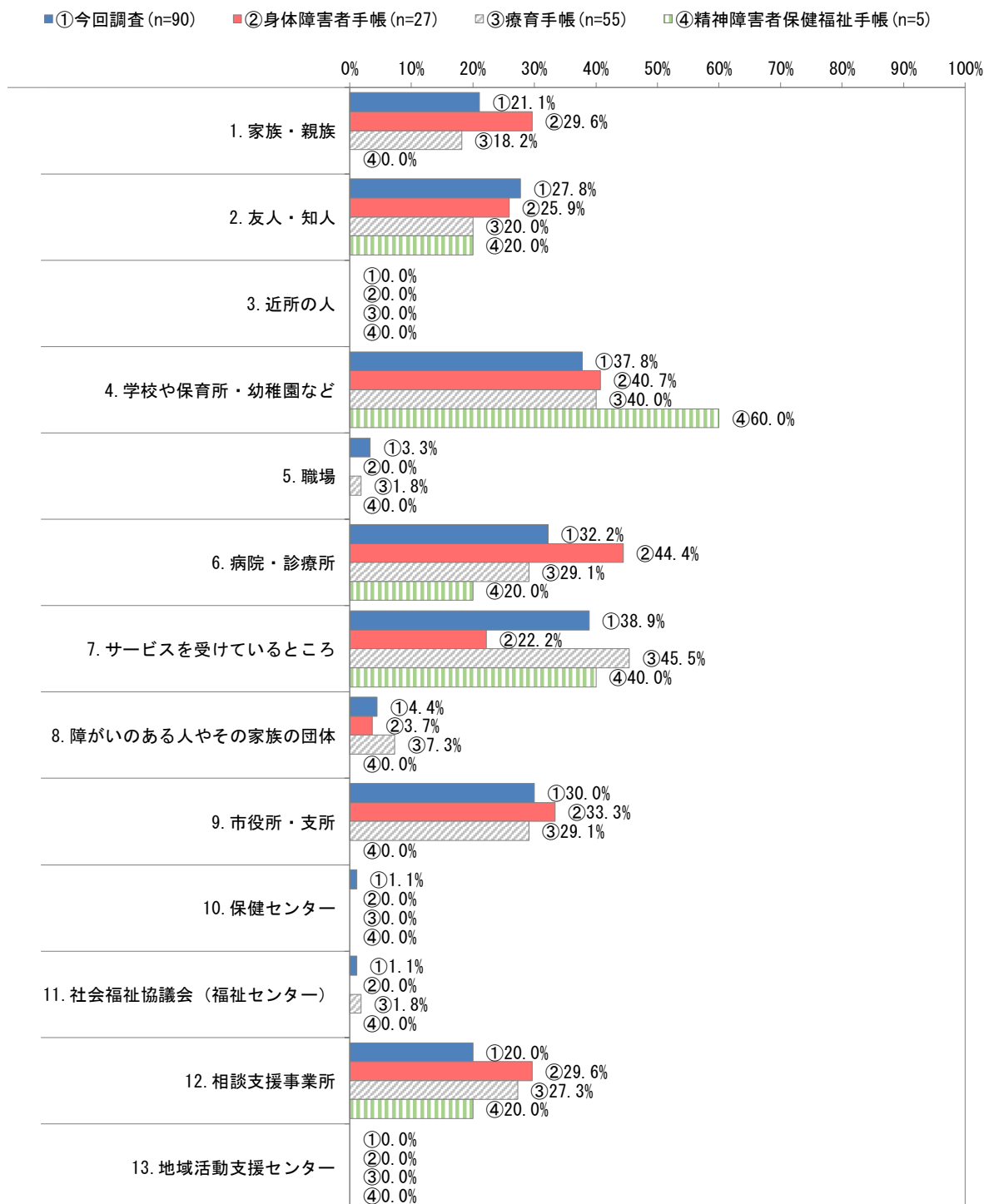
障がい種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者では「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」がそれぞれ51.9%・61.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」「周りの児童・生徒やその保護者の理解の促進」がともに60.0%と最も多くなっています。



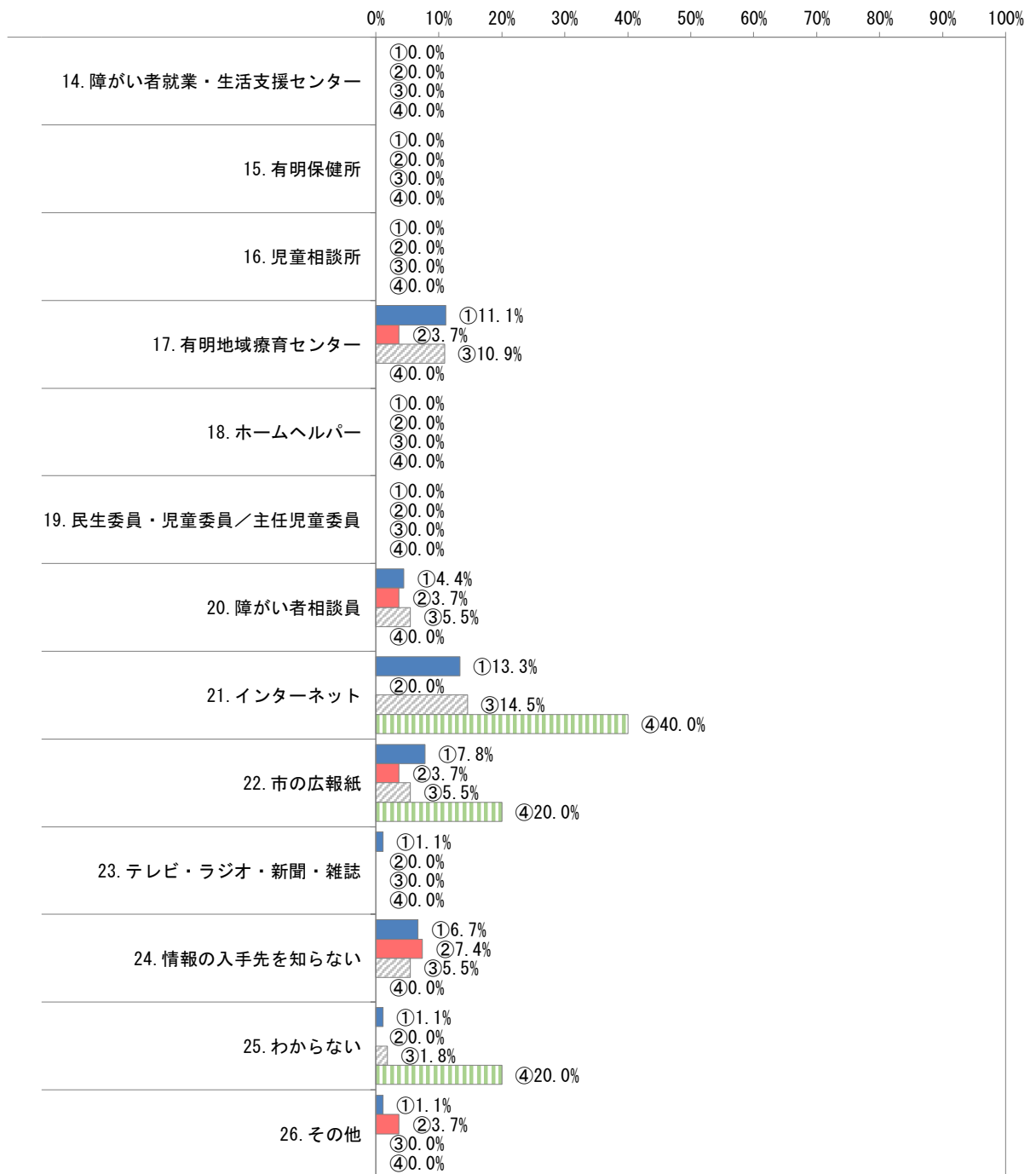
#### ④ 福祉に関する情報源

福祉サービスの情報源については、「サービスを受けているところ」が 38.9%と最も多く、次いで「学校や保育所・幼稚園など」が 37.8%、「病院・診療所」が 32.2%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「病院・診療所」が 44.4%、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ」が 45.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校や保育所・幼稚園など」が 60.0%と最も多くなっています。

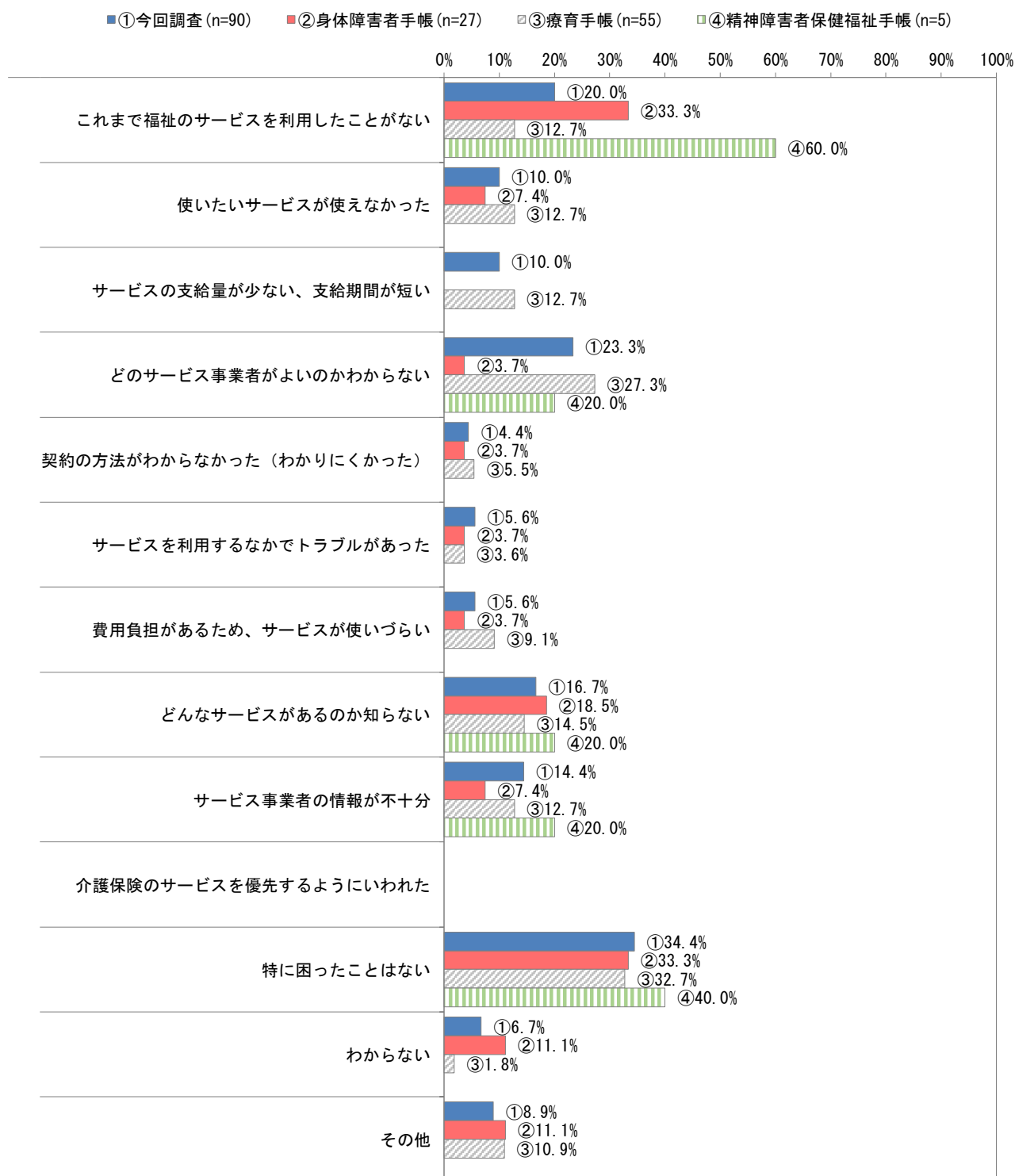


■①今回調査 (n=90) ■②身体障害者手帳 (n=27) ■③療育手帳 (n=55) ■④精神障害者保健福祉手帳 (n=5)



## ⑤ 福祉サービス利用時の困りごと

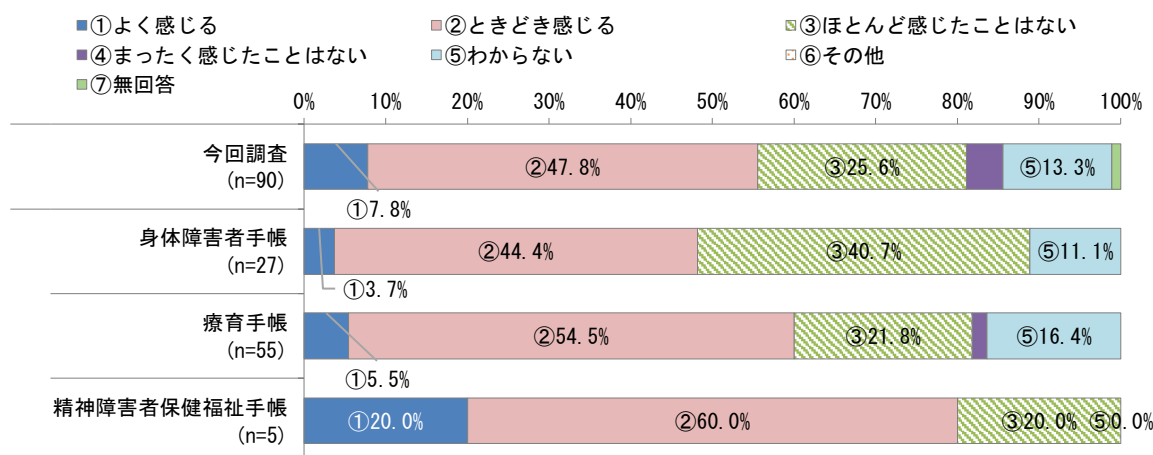
福祉サービス利用時の困りごとについては、「特に困ったことはない」が 34.4%と最も多く、次いで「どのサービス事業者がよいのかわからない」が 23.3%、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が 20.0%となっています。



## ⑥ 差別等を感じた経験

日常生活における差別等の経験については、「ときどき感じる」が 47.8%と最も多く、次いで「ほとんど感じたことはない」が 25.6%、「わからない」が 13.3%となっています。

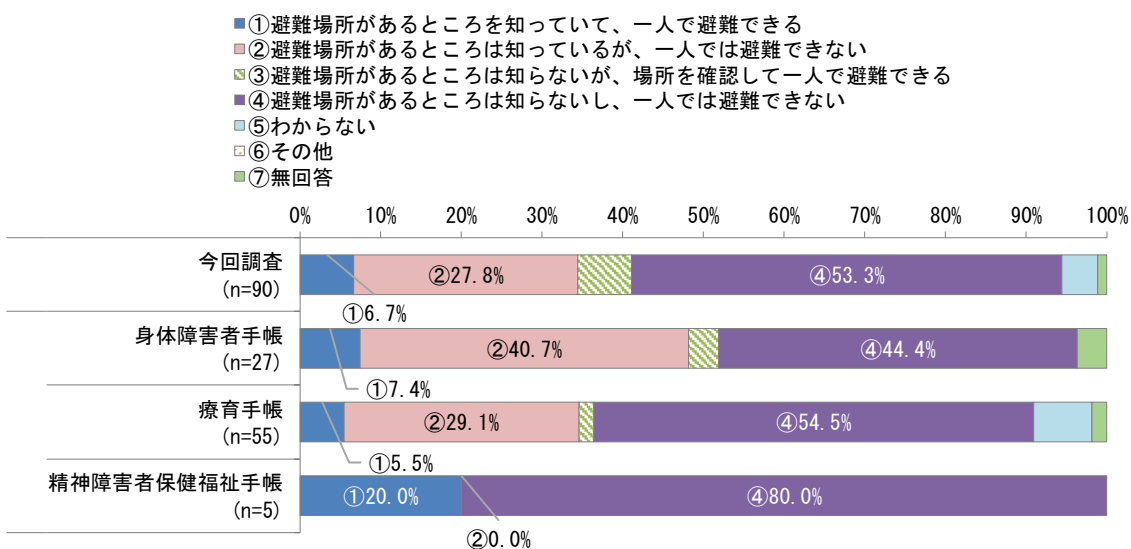
障がい種別でみると、「ときどき感じる」が、身体障害者手帳所持者では 44.4%、療育手帳所持者では 54.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 60.0%と最も多くなっています。



## ⑦ 災害時の自力避難

災害時における自力避難の可否については、「避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない」が 53.3%と最も多く、次いで「避難場所があるところは知っているが、一人では避難できない」が 27.8%となっています。

障がい種別でみると、「避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない」の割合が、身体障害者手帳所持者では 44.4%、療育手帳所持者では 54.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 80.0%と最も多くなっています。

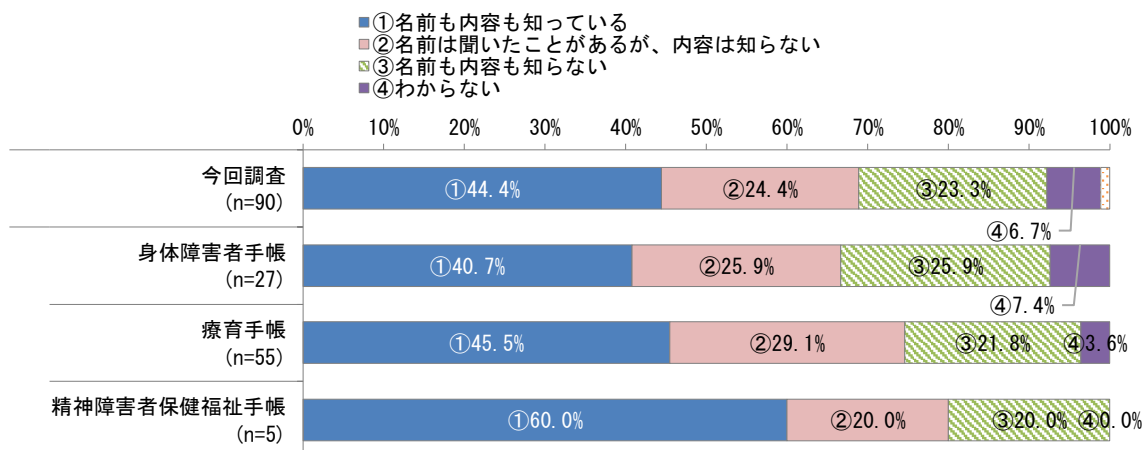




## ⑧ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が44.4%と最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.4%、「名前も内容も知らない」が23.3%となっています。

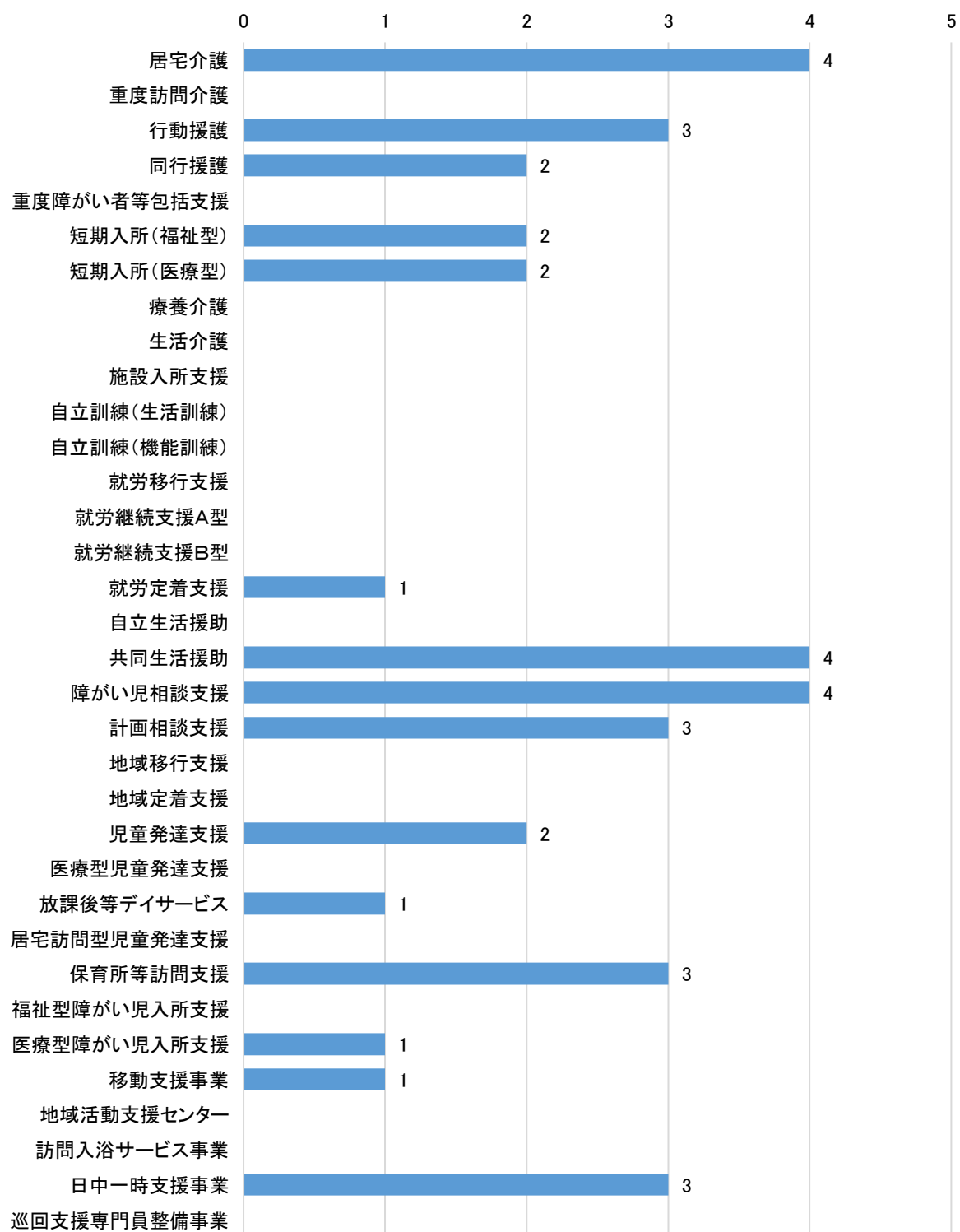
障がい種別でみると、すべての種別において「名前も内容も知っている」が4割以上と最も多くなっています。



## (2) -3 調査結果 ～事業所～

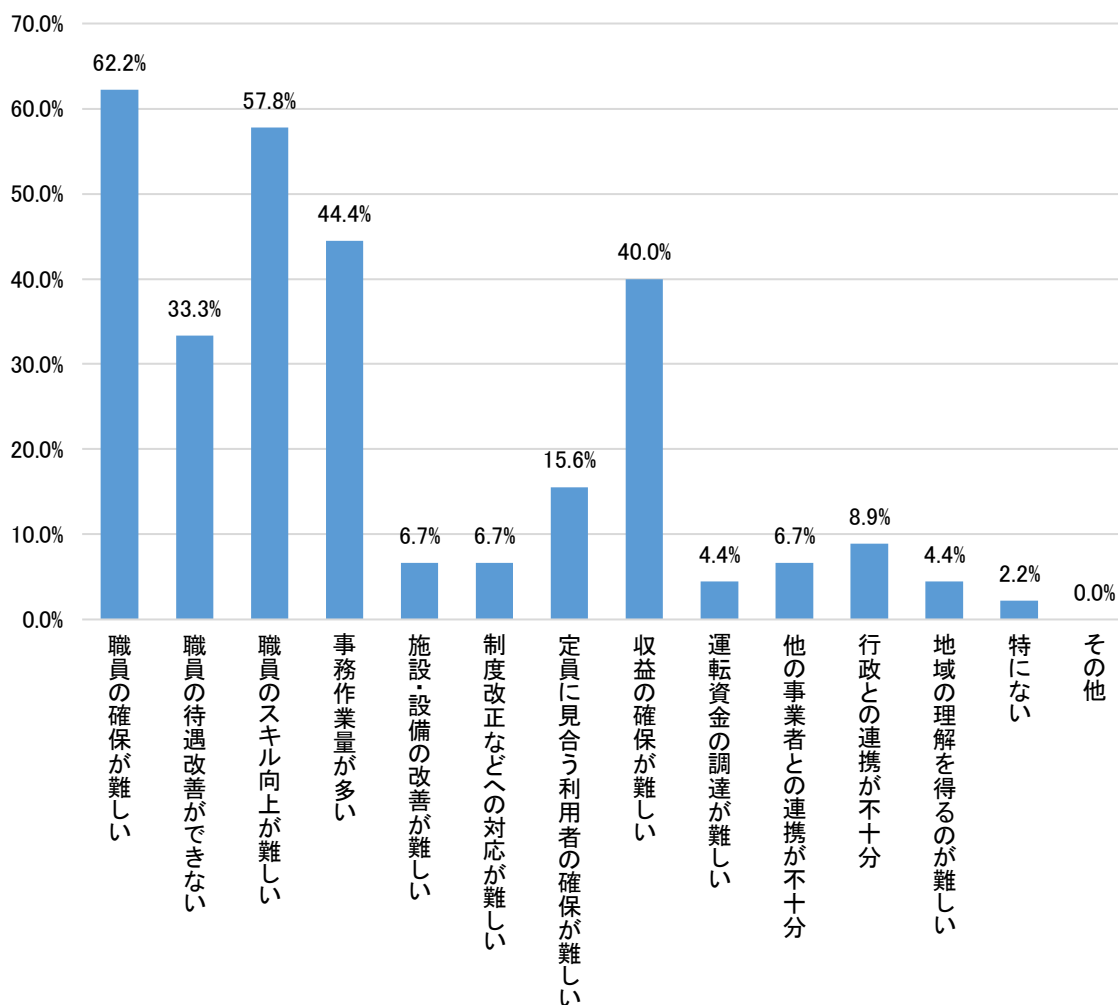
### ① 玉名市内で不足していると感じるサービス

玉名市内での不足しているサービスは、「居宅介護」「共同生活援助」「障がい児相談支援」がいずれも4件で最も多くなっています。



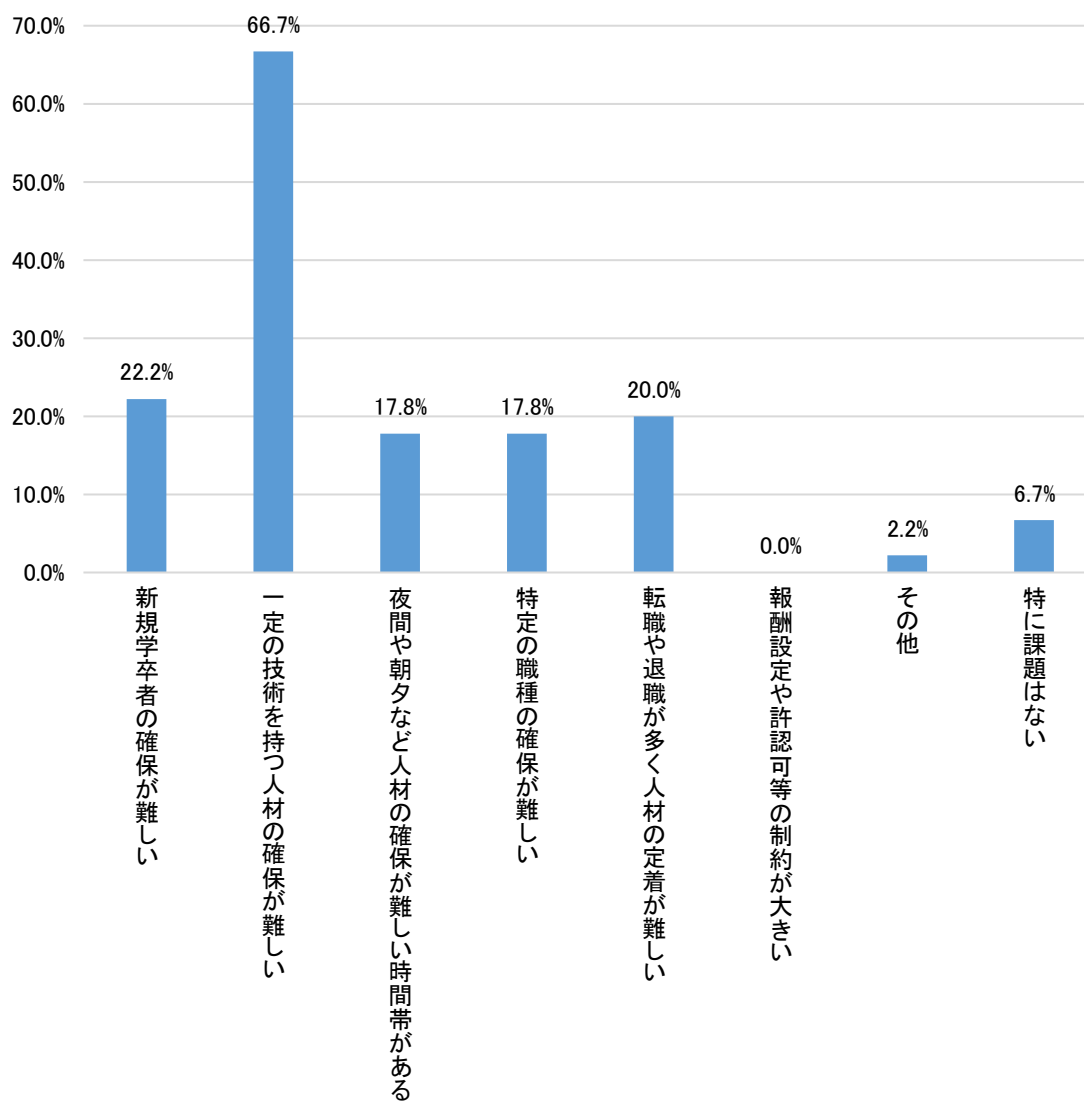
## ② サービスを提供する上で、課題となっていること

サービスを提供する上で、課題となっていることについては、「職員の確保が難しい」が62.2%で最も多く、次いで「職員のスキル向上が難しい」が57.8%、「収益の確保が難しい」が40.0%となっています。



### ③ 人材を確保するための課題

人材確保における課題については、「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が最も多く 66.7%、次いで「新規学卒者の確保が難しい」が 22.2%、「転職や退職が多く人材の定着が難しい」が 20.0% となっています。



### (3) 調査のまとめ

アンケート調査での多数のご意見につきましては、今後、施策の検討の際に有効に活用いたします。

#### ● 将来希望する居住環境

「自宅で家族と暮らしたい」(障がい者：54.0%)

生涯にわたり自宅で過ごしたいと考える方が多く、そのためには訪問系サービスをはじめとした自宅を拠点とした生活スタイルを支援するサービスの充実が必要です。

#### ● 地域で生活し続けるために必要な支援

「福祉のサービスが適切に利用できること」(障がい者：34.7%、障がい児：33.3%)

上記意見の他、福祉サービス利用について尋ねた際には「福祉サービスを利用したことがない」「どんなサービスがあるのか知らない」といった意見もありました。福祉サービスの種類とその内容についてさらに周知し、障がい者(児)が、必要とするサービスを適切に利用できる体制づくりが必要と考えられます。

「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(障がい者：32.2%)

重度訪問介護や医療的ケアの必要な障がい者(児)が利用する、医療行為を伴うサービスが求められており、そのサービス確保のためには、専門知識や支援技術を持った専門職の養成などが必要となります。

「就労に向けた支援」(障がい児：32.2%)

障がいのある子どもが地域で安定した生活を送るために、就労が必要と考える方が多く、そのための支援が求められています。

「自宅以外に過ごす場所があること」(障がい者18～39歳：約40%)

地域で生活し続けるためには、経済的な面だけでなく生きがいという観点からも自宅以外の過ごす場所が求められています。

#### ● 就労のために必要な配慮

「障がいに合わせた働き方ができること」(障がい者：33.9%)

利用者自身が自らの障がいの状況等に応じた事業所を選択し就労できる環境が必要です。

「職場内で、障がいに対する理解があること」(障がい者：36.8%)

地域や企業など、障がい者(児)を取り巻く環境において、障がいへの理解促進に向けた取り組みが求められています。

#### ● 子どもの生活において必要なこと(障がい児)

「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」(61.1%)

障がい児の周りの人々が障がいについて理解した上で、一人ひとりの特性に応じた対応が求められています。

#### ● 地域活動支援事業の認知状況

成年後見制度の「内容は知らない」(障がい者：54.0%、障がい児：47.7%)

成年後見制度をはじめとし、利用出来る制度やサービスはあるものの、それらの内容を知らないことで利用する機会を逸している可能性が伺えます。今後も周知の徹底が必要です。

## 第3章 計画の考え方

### 1 障がい者計画と障がい（児）福祉計画の関係

障害者基本法による「障がい者計画」は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者のくらしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の推進を図るための長期計画です。

一方、障害者総合支援法及び児童福祉法による「障がい（児）福祉計画」は、障がい者（児）が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

#### 障がい者計画

障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障がい福祉サービスに関わる諸施策の総括的な計画です。

- 生活支援
- 保健・医療
- 教育、文化芸術活動・スポーツ等
- 雇用・就業、経済的自立の支援
- 生活環境
- 情報アクセシビリティ
- 安全・安心
- 差別の解消及び権利擁護の推進
- 行政サービス等における配慮
- 国際協力

#### 障がい（児）福祉計画

「生活支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込み量等を設定する計画です。

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 相談支援
- 入所者地域生活移行
- 精神障がい者地域生活移行
- 一般就労移行
- 地域生活支援事業

## 2 「基本指針の見直し」の主なポイントについて

本計画は、国の基本指針に沿って策定を行います。国の示す第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定に係る基本方針の見直しの主なポイントは次の10項目です。

### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する方向性を盛り込む。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて盛り込む。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて盛り込む。

### (5) 発達障がい者支援の一層の充実

- ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

## **(6) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備**

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することの重要性を盛り込む。
- ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることの方向性を盛り込む。

## **(7) 相談支援体制の充実・強化等**

- 各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことの重要性を盛り込む。

## **(8) 障がい者の社会参加を支える取り組み**

- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進することの重要性を盛り込む。

## **(9) 障がい福祉サービス等の質の向上**

- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

## **(10) 障がい福祉人材の確保**

- 障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことの重要性を盛り込む。



### 3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の達成状況

#### (1) 障害福祉サービス

##### ① 訪問系サービス

###### 【計画と実績の比較】

- ・居宅介護は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- ・重度訪問介護、同行援護は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を上回っています。
- ・行動援護は利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回っています。
- ・重度障がい者等包括支援の利用者数（実績値）はありません。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	1,476	1,569	1,663
		計画値	1,530	1,571	1,612
		達成率	96.5%	99.9%	103.2%
	利用者数 (人/月)	実績値	107	114	119
		計画値	112	115	118
		達成率	95.5%	99.1%	100.8%
重度訪問介護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	562	533	553
		計画値	578	578	578
		達成率	97.2%	92.2%	95.7%
	利用者数 (人/月)	実績値	6	5	5
		計画値	4	4	4
		達成率	150.0%	125.0%	125.0%
同行援護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	130	161	121
		計画値	118	118	118
		達成率	110.2%	136.4%	102.5%
	利用者数 (人/月)	実績値	11	11	11
		計画値	9	9	9
		達成率	122.2%	122.2%	122.2%
行動援護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	33	37	18
		計画値	52	52	52
		達成率	63.5%	71.2%	34.6%
	利用者数 (人/月)	実績値	2	2	1
		計画値	6	6	6
		達成率	33.3%	33.3%	16.7%
重度障がい者等包括支援	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成率	-%	-%	-%
	利用者数 (人/月)	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成率	-%	-%	-%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

## ② 日中活動系サービスその1（生活介護、自立訓練）

### 【計画と実績の比較】

- 生活介護、自立訓練（生活訓練）は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- 自立訓練（機能訓練）の利用者数（実績値）はありません。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	4,042	3,869	3,817
		計画値	4,301	4,498	4,694
		達成率	94.0%	86.0%	81.3%
	利用者数 (人/月)	実績値	222	213	207
		計画値	219	229	239
		達成率	101.4%	93.0%	86.6%
自立訓練(機能訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	0	0	0
		計画値	12	12	12
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練(生活訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	93	85	79
		計画値	89	89	89
		達成率	104.5%	95.5%	88.8%
	利用者数 (人/月)	実績値	5	4	4
		計画値	5	5	5
		達成率	100.0%	80.0%	80.0%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

## ③ 日中活動系サービスその2（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

### 【計画と実績の比較】

- 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）ともに、利用者数（実績値）が見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- 就労移行支援、就労定着支援ともに、利用者数（実績値）は見込み（計画値）を下回っていますが、就労移行支援では延べ利用日数は増加傾向にあります。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	79	83	102
		計画値	199	230	261
		達成率	39.7%	36.1%	39.1%
	利用者数 (人/月)	実績値	7	6	7
		計画値	13	15	17
		達成率	53.8%	40.0%	41.2%
就労継続支援(A型)	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	1,643	1,704	1,764
		計画値	1,958	2,052	2,145
		達成率	83.9%	83.0%	82.2%
	利用者数 (人/月)	実績値	88	91	95
		計画値	105	110	115
		達成率	83.8%	82.7%	82.6%
就労継続支援(B型)	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	2,252	2,318	2,370
		計画値	2,421	2,592	2,762
		達成率	93.0%	89.4%	85.8%
	利用者数 (人/月)	実績値	135	137	140
		計画値	142	152	162
		達成率	95.1%	90.1%	86.4%
就労定着支援	利用者数 (人/月)	実績値	1	1	1
		計画値	4	5	6
		達成率	15.0%	26.0%	16.7%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

#### ④ 日中活動系サービスその3（療養介護、短期入所）

##### 【計画と実績の比較】

- ・療養介護は、見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- ・短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）ともに、平成30年度は見込み（計画値）に近い数値でしたが、令和元年度、令和2年度は見込み（計画値）を大きく下回っています。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	利用者数 (人/月)	実績値	29	28	28
		計画値	29	29	29
		達成率	100.0%	96.6%	96.6%
短期入所(福祉型)	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	129	137	122
		計画値	152	173	194
		達成率	84.9%	79.2%	62.9%
	利用者数 (人/月)	実績値	27	27	19
		計画値	29	33	37
		達成率	93.1%	81.8%	51.4%
短期入所(医療型)	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	59	30	40
		計画値	58	71	84
		達成率	101.7%	42.3%	47.6%
	利用者数 (人/月)	実績値	8	6	6
		計画値	9	11	13
		達成率	88.9%	54.5%	46.2%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

#### ⑤ 居住系サービス

##### 【計画と実績の比較】

- ・自立生活援助の利用者数（実績値）はありません。
- ・共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は、見込み（計画値）に近い数値で推移しています。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績値	0	0	0
		計画値	4	8	13
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助	利用者数 (人/月)	実績値	91	98	98
		計画値	89	91	94
		達成率	102.2%	107.7%	104.3%
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実績値	124	118	114
		計画値	132	132	132
		達成率	93.9%	89.4%	86.4%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

## ⑥ 相談支援

### 【計画と実績の比較】

- ・計画相談支援は、平成30年度、令和元年度は見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- ・地域移行支援の令和元年度の利用者数（実績値）はありません。
- ・地域定着支援の平成30年度、令和元年度の利用者数（実績値）はありません。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数	実績値	589	590	467
		計画値	652	687	723
		達成率	90.3%	85.9%	64.6%
地域移行支援	利用者数	実績値	1	0	0
		計画値	5	5	5
		達成率	20.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数	実績値	0	0	0
		計画値	2	2	2
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年間の利用者数、令和2年度は9月末時点の利用者数

## ⑦ 障がい児支援

### 【計画と実績の比較】

- ・児童発達支援は、見込み（計画値）を下回っています。
- ・放課後等デイサービスは、見込み（計画値）を上回っています。
- ・保育所等訪問支援は、見込み（計画値）と同値でした。
- ・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援ともに利用者数（実績値）はありません。
- ・障がい児相談支援は、見込み（計画値）に近い数値で推移しています。

種類	単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	154	166	152
		計画値	204	204	204
		達成率	75.5%	81.4%	74.5%
	利用者数 (人/月)	実績値	39	40	36
		計画値	47	47	47
		達成率	83.0%	85.1%	76.6%
医療型児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	985	1,039	1,044
		計画値	785	880	974
		達成率	125.5%	118.1%	107.2%
	利用者数 (人/月)	実績値	164	166	162
		計画値	108	121	134
		達成率	151.9%	137.2%	120.9%
保育所等訪問支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

種類	単位	達成率	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型 児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	0	0	0
		計画値	4	4	4
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
障がい児相談支援	利用者数	実績値	173	167	169
		計画値	158	171	184
		達成率	109.5%	97.7%	91.8%

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和 2 年度は 9 月末時点の平均値

※障がい児相談支援実績値の平成 30 年度、令和元年度は年間の利用者数、令和 2 年度は 9 月末時点の利用者数

## (2) 地域生活支援事業

### 【計画と実績の比較】

- ・障がい者相談支援事業、意思疎通支援事業（手話通訳者ら設置事業）の実施か所数/設置人数（実績値）は見込み（計画値）と同値でした。
- ・成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得助成事業の延べ件数/助成件数（実績値）は、平成 30 年度、令和元年度は見込み（計画値）と同値もしくは上回っています。
- ・日常生活用具給付事業の給付件数（実績値）は、年度によってバラツキがありますが、自立支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助道具の平成 30 年度、令和元年度については見込み（計画値）を下回っています。
- ・意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）、移動支援事業の延べ件数/利用者数（実績値）は平成 30 年度、令和元年度は見込み（計画値）を大きく上回っているもしくは見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- ・成年後見制度法人後見支援事業の平成 30 年度、令和元年度の延べ件数（実績値）はありません。
- ・訪問入浴サービス事業、自動車改造費助成事業の平成 30 年度、令和元年度の利用者数/助成件数（実績値）は見込み（計画値）と同値もしくは上回っています。
- ・日中一時支援事業の平成 30 年度、令和元年度の利用者数（実績値）は見込み（計画値）を下回っています。

種類	単位	達成率	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	実績値	4	4	4
		計画値	4	4	4
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度 利用支援事業	延べ件数	実績値	2	2	1
		計画値	2	2	2
		達成率	100.0%	100.0%	50.0%
成年後見制度 法人後見支援事業	延べ件数	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成率	- %	- %	- %
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣 事業	実績値	148	155	28
		計画値	95	95	95
		達成率	155.8%	163.2%	29.5%
	手話通訳者ら 設置事業	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年実績、令和 2 年度は 9 月末時点の実績

種類		単位	達成率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付件数	実績値	4	12	1
			計画値	3	3	3
			達成率	133.3%	400.0%	33.3%
	自立支援用具	給付件数	実績値	4	8	5
			計画値	10	10	10
			達成率	40.0%	80.0%	50.0%
	在宅療養等支援用具	給付件数	実績値	10	8	5
			計画値	7	7	7
			達成率	142.9%	114.3%	71.4%
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	実績値	15	10	6
			計画値	15	15	15
			達成率	100.0%	66.7%	40.0%
	排泄管理支援用具	給付件数	実績値	1,331	1,310	909
			計画値	1,465	1,595	1,725
			達成率	90.9%	82.1%	52.7%
	居住生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数	実績値	1	0	0
			計画値	2	2	2
			達成率	50.0%	0.0%	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	実績値	8	12	13	
		計画値	20	20	20	
		達成率	40.0%	60.0%	65.0%	
移動支援事業	利用者数	実績値	21	19	12	
		計画値	15	15	15	
		達成率	140.0%	126.7%	80.0%	
	延べ利用時間	実績値	1,401	1,096	224	
		計画値	1,230	1,230	1,230	
		達成率	113.9%	89.1%	18.2%	
地域活動支援センターI型	実施か所数	実績値	1	1	1	
		計画値	1	1	1	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
地域活動支援センターII型	実施か所数	実績値	1	1	1	
		計画値	1	1	1	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
地域活動支援センターIII型	実施か所数	実績値	1	1	1	
		計画値	1	1	1	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	実績値	有	有	有	
		計画値	有	有	有	
		達成率				
訪問入浴サービス事業	利用者数	実績値	5	5	6	
		計画値	5	5	5	
		達成率	100.0%	100.0%	120.0%	
	延べ利用時間	実績値	289	408	249	
		計画値	355	355	355	
		達成率	81.4%	114.9%	70.1%	
日中一時支援事業	利用者数	実績値	59	54	45	
		計画値	65	65	65	
		達成率	90.8%	83.1%	69.2%	
	延べ利用時間	実績値	1,924	2,075	1,007	
		計画値	3,445	3,445	3,445	
		達成率	55.8%	60.2%	29.2%	
自動車運転免許取得助成事業	助成件数	実績値	2	3	1	
		計画値	2	2	2	
		達成率	100.0%	150.0%	50.0%	
自動車改造費助成事業	助成件数	実績値	9	5	4	
		計画値	3	3	3	
		達成率	300.0%	166.7%	133.3%	

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績

## 第4章 成果目標、障がい福祉サービス等の見込量と確保策

### 1 令和5年度に向けた成果目標（国の基本指針）

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、令和5年度を目標年度として、次の項目について成果目標を設定しています。

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場としてグループホーム等の確保が重要です。また、実際に地域に移行するためには、障がい者本人の意思や家族の地域生活への移行について理解や協力を得ながら、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援ができるよう、支援施設の確保や相談支援の提供体制充実を図ることが求められます。

障がい者の地域生活移行については、地域社会の理解が欠かせないものであることから、障がい者理解の促進、啓発に努めます。

#### [国の基本指針における成果目標]

- ① 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ② 令和5年度時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する

#### ■玉名市における成果目標

項目	数値	数値内容
令和元（2019）年度末時点の施設入所者	118人	令和元（2019）年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数
【目標値】 地域生活移行者数	8人 (6.8%)	令和元（2019）年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数
【目標値】 削減見込	5人 (4.2%)	令和元（2019）年度末時点と比較した令和5（2023）年度末時点の施設入所者数の削減見込数



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」※の構築を目指します。構築にあたり、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、事業者、市町村などとの重層的な連携による支援を構築していくことが必要です。また、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症への取り組みの推進が求められており、まず依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や、依存症に関する相談にも対応できる体制づくりが必要です。

玉名市においては、保健・医療・福祉関係者による有明圏域での広域的な協議の場を設け、依存症を含め精神障がい者の包括的な支援を推進していきます。

※「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」は、高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、**必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する**という考え方を、精神障がい者のケアにも応用したものであり、高齢期の「地域包括ケアシステム」とは異なります。

### [国の基本指針における成果目標]

① **精神障がい者の精神病床から退院後1年以内における地域での平均生活日数 316日以上**

#### ■玉名市における数値目標

項目	数値	数値内容
【目標値】 地域での平均生活日数	316日	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内における地域での平均生活日数



■玉名市における活動指標

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定
【活動指標②】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標③】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標④】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30人	32人	33人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標⑤】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定する

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方やその家族が地域で安心して生活するために、障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、有明圏域において地域生活支援拠点等の整備を行いました。これは居住支援のための機能を地域の実情に合わせ整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を整えるものです。

国が示す居住支援は5つの柱となっており、その機能は「①相談支援」「②体験の機会・場の提供」「③緊急時の受入・対応」「④地域の体制づくり」「⑤専門的な人材の確保・養成」となっています。

圏域においてそれぞれの機能を有する事業所が連携して、地域の障がい者等を支援する面的整備型としました。令和2年5月から運用を開始し、引き続き地域のニーズ・課題に応えられるように、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討していきます。

#### [国の基本指針における数値目標]

- ① 各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

#### ■ 玉名市における数値目標

項目	数値	数値内容
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1箇所 (設置済) 圏域対応	国の指針に沿って有明圏域に1箇所設置済み 必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討する。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業は、障がい者が安心して働き続けられる環境整備のひとつとして、また就労に必要な知識および能力向上のための訓練をはじめ、一般就労へ移行するために必要な福祉サービスです。

玉名市では、今後も就労定着支援事業を促進し、障がいのある方の一般就労への移行を支援します。

### 【国の基本指針における成果目標】

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績 1.27 倍以上
- ② 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.30 倍以上
- ③ 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.26 倍以上
- ④ 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.23 倍以上
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

### ■玉名市における数値目標

項目	数値	数値内容
令和元年度末時点の一般就労への移行者数	8人	令和元年度末時点において福祉施設から一般就労へ移行した実績数
【目標値】 一般就労への移行者数	12人 (1.5倍)	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	2人 (2.0倍)	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数	6人 (1.5倍)	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数	4人 (1.3倍)	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労定着支援事業利用者	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

## (5) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

障がい児においては、ニーズの多様化にきめ細やかに対応するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障がいの疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。

- ① 圏域では国や県から支援を受けた児童発達支援センターが1箇所設置済です。地域における中核的な支援施設として位置付け、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、あわせて地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進しています。
- ② 玉名市では1事業所にて保育所等訪問支援が行われています。今後も保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援体制の推進を図ります。
- ③ 玉名市では重症心身障がい児の支援については、1箇所の児童発達支援事業所、また、2箇所の放課後等デイサービスにおいて支援が行われています。身近な地域にある各事業所を利用できるように今後も支援体制の充実を図っていきます。
- ④ 玉名市では医療ケア児が必要な支援を受けられるように、3名の医療的ケア児等コーディネーターが支援の調整を行っています。また、今後、圏域において保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設け、連携体制を図っていきます。

### 〔国の基本指針における成果目標〕

- ① 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置する
- ② すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上確保する
- ④ 各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする

### ■ 玉名市における数値目標

項目	数値	数値内容
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所 (設置済)	令和5(2023)年度末までに少なくとも1箇所以上設置を要する児童発達支援センターの数
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	1箇所 (設置済)	令和5(2023)年度末までに保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本

項目	数値	数値内容
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1/2 箇所* (設置済)	令和5(2023)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上設置
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議会設置 圏域対応	令和5(2023)年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本
【目標値】 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置	3人 (設置済)	令和5(2023)年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本

\* : 児童発達支援事業所 1 箇所、放課後等デイサービス事業所 2 箇所

### ■玉名市における活動指標

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの受講者数	33人	33人	33人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの実施状況及び発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人	既に3名を登録
【活動指標③】 ピアサポートの活動への参加人数	33人	33人	33人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障がい者等の人数を勘案し、人数の見込を設定

- ✿ ペアレントトレーニング  
発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。
- ✿ ペアレントプログラム  
育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。
- ✿ ペアレントメンター  
自らが発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
- ✿ ピアサポート  
「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

## (6) 相談支援体制の充実・強化

平成 24 年に計画相談支援対象者が拡大して以来、相談支援事業所数及び従事する相談支援専門員の数には大幅に増加しているが、1 事業所当たりの相談支援専門員の人数が少ないなどの事業所もみられることから、相談支援体制の更なる充実・強化が求められています。

玉名市では、本計画期間中に、有明圏域で基幹相談支援センターの設置に向けて協議を始める予定です。基幹相談支援センターの設置を以って、相談支援拠点としての機能を果たすことを目指しています。

### [国の基本指針における成果目標]

- ① 市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する

#### ■ 玉名市における活動指標

項目	数値	数値内容
【目標値】 相談支援体制の充実・強化等	協議会 圏域対応	国の基本指針に基づき設定 基幹相談支援センターの設置に向けた協議を行い、計画期間中での設置を目指す

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がいのある方が、安心して障がい福祉サービスを受けられるよう、現在行っている障がい福祉サービスの充実と、現在の障がい者ニーズに合わせた障がい福祉サービスを検討します。

また、障がい福祉サービスを受ける方の満足度を高めるため、各サービスの見直しやサービス提供者への研修充実への取り組みを行い、障がい福祉サービスの質の向上を目指し、サービスの提供体制の充実を図ります。

### 【国の基本指針における成果目標】

- ① 市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する

#### ■ 玉名市における活動指標

項目	数値			指標内容
	令和3年	令和4年	令和5年	
【活動指標①】 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2回	2回	2回	指導監査結果を関連市町村（広域）と共有するための会議の回数
【活動指標②】 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	無	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定
	一回	一回	一回	

## 2 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

##### [サービスの内容]

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

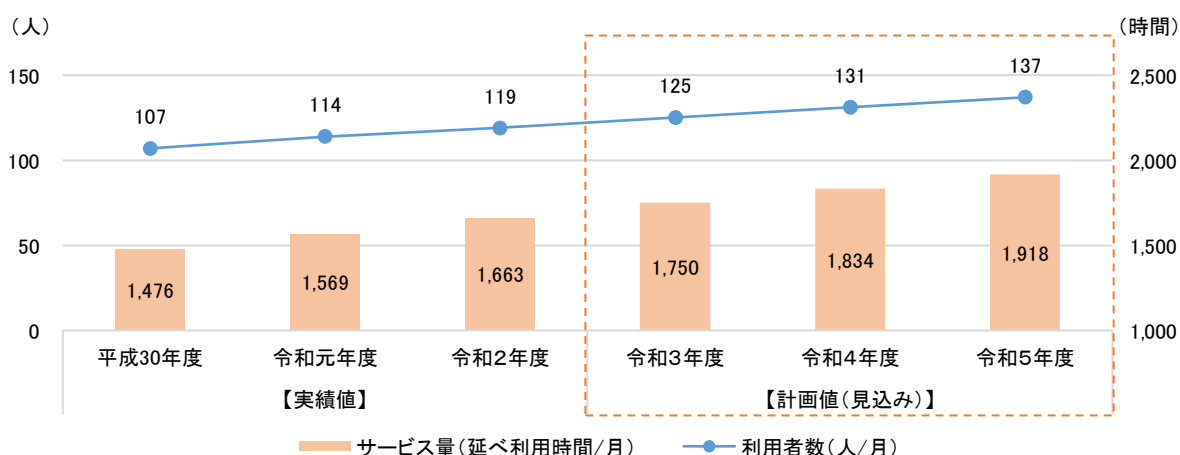
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均14時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	107	114	119	125	131	137
サービス量（延べ利用時間/月）	1,476	1,569	1,663	1,750	1,834	1,918

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値





## ② 重度訪問介護

### [サービスの内容]

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

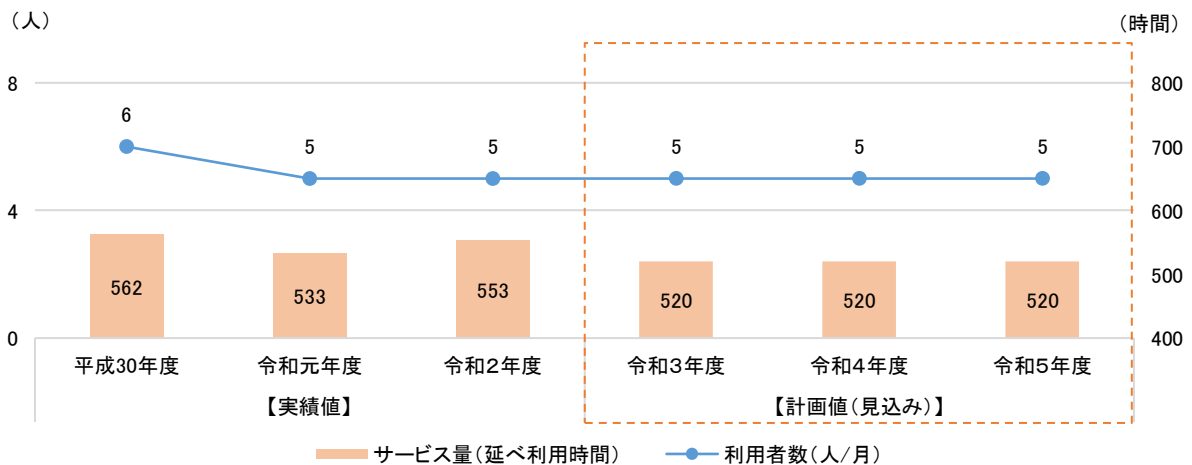
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数実績傾向を勘案し、令和3年度以降の利用者数は令和2年度の実績値と同じ5人を見込み、サービス量は1人当たりの月平均104時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	6	5	5	5	5	5
サービス量（延べ利用時間/月）	562	533	553	520	520	520

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 同行援護

#### [サービスの内容]

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

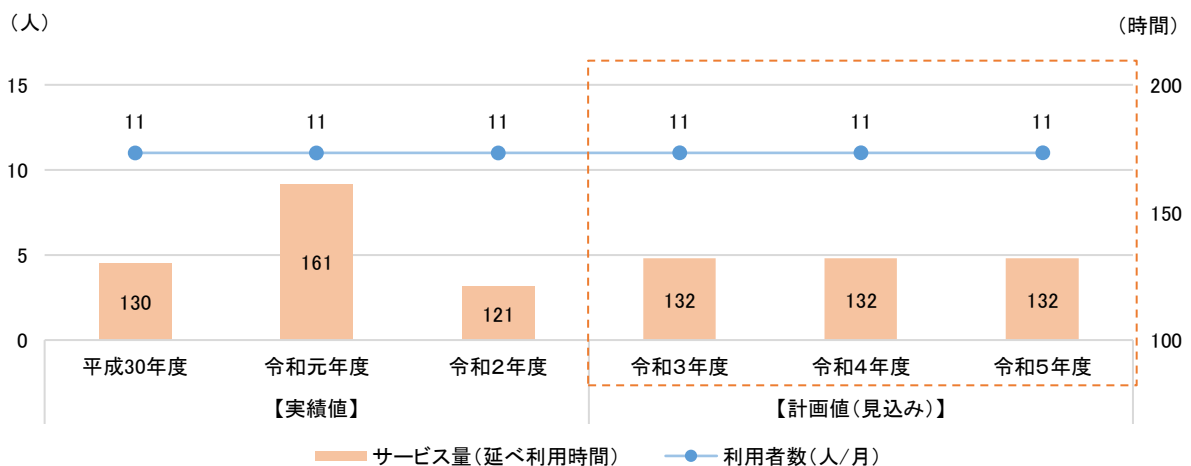
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は直近3か年の利用実績と同様の利用者数を見込み、サービス量は1人当たりの月平均12時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	11	11	11	11	11	11
サービス量（延べ利用時間/月）	130	161	121	132	132	132

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ④ 行動援護

### [サービスの内容]

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

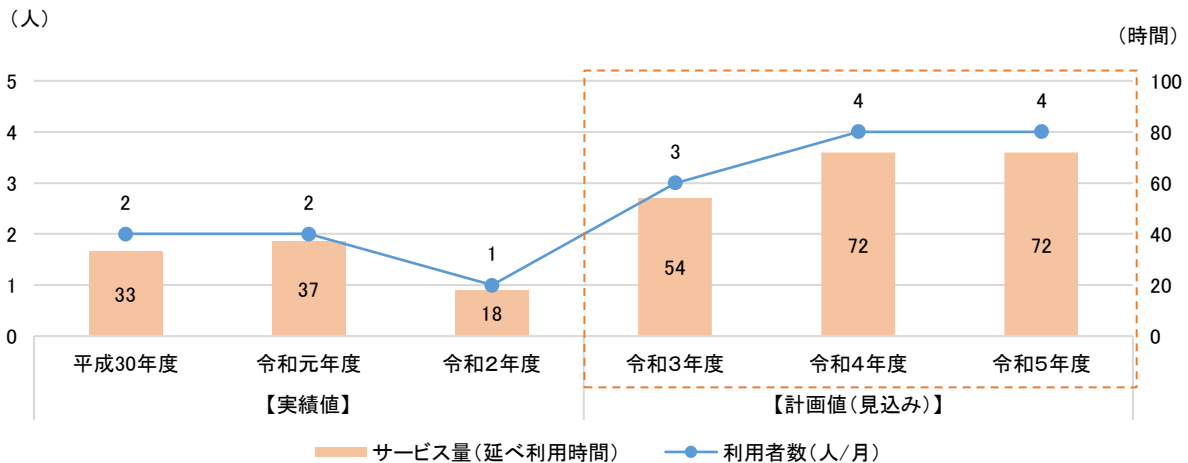
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度の利用者数を4人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均18時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	2	2	1	3	4	4
サービス量（延べ利用時間/月）	33	37	18	54	72	72

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 重度障がい者等包括支援

### [サービスの内容]

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

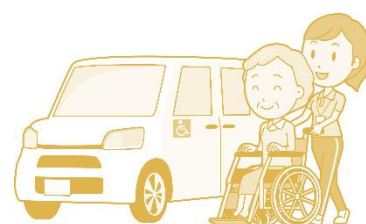
### [実績値及び計画値（見込み）]

計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいませんが、今後必要に応じて検討します。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
サービス量（延べ利用時間/月）	0	0	0	0	0	0

## 訪問系サービスの見込量に対する確保方策

- 各サービスについて、関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量の確保を図ります。
- サービスの質の向上を図ることができるよう、研修等を通じて障がいのある人を支える人材の確保・育成を図ります。
- 特に重度訪問介護については、専門知識や支援技術を持つ従事者の養成等に必要な情報の提供や支援を行うなど、事業者への支援に努めます。
- 利用者自身が自らの障がいの状況等に応じた事業所を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。
- 県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整を働きかけます。
- 利用できるサービスとその内容について、わかりやすく周知するように努めます。



## 2 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### [サービスの内容]

常時介護を必要とする障がい者について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

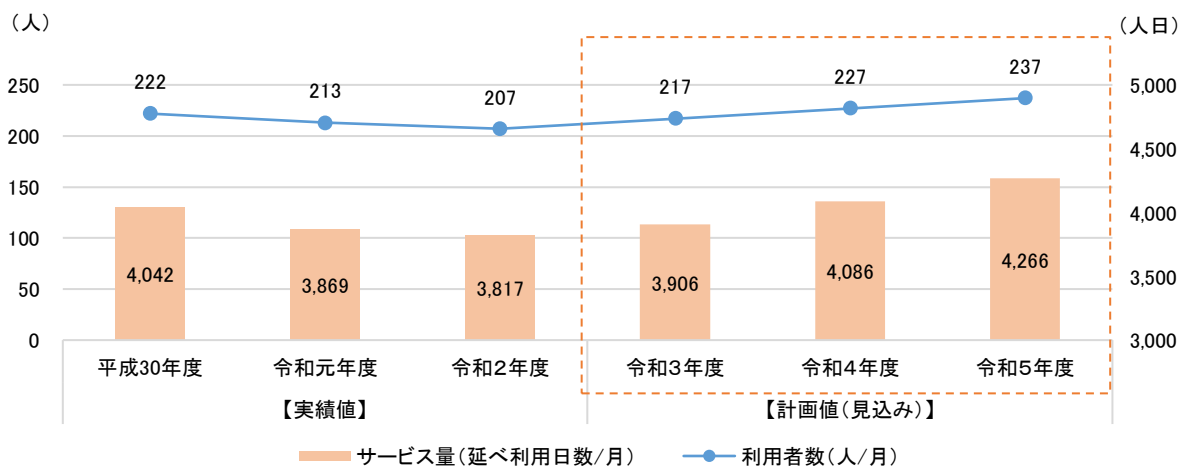
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均18日を利用者数に乘じ設定しました。なお、計画期間中において、既存の事業所が新たに本サービスの展開を予定していることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	222	213	207	217	227	237
サービス量（延べ利用日数/月）	4,042	3,869	3,817	3,906	4,086	4,266

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 自立訓練（機能訓練）

### [サービスの内容]

病院や施設を退院・退所した身体障がい者または難病等を患っている人等に対して、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な方や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。

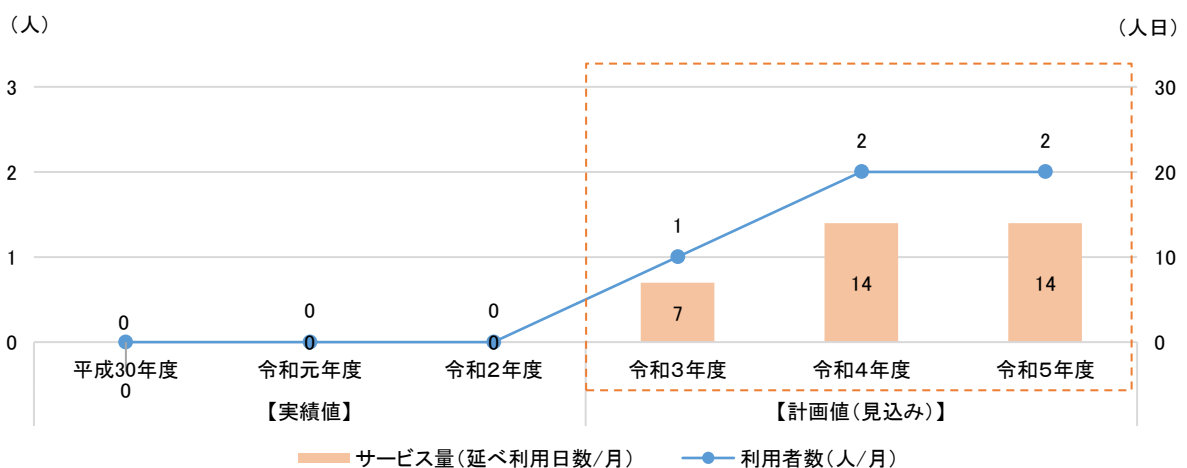
### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和5年度に14人を見込み、サービス量は1人当たり延べ7日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	2	2
サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0	7	14	14



### ③ 自立訓練（生活訓練）

#### [サービスの内容]

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

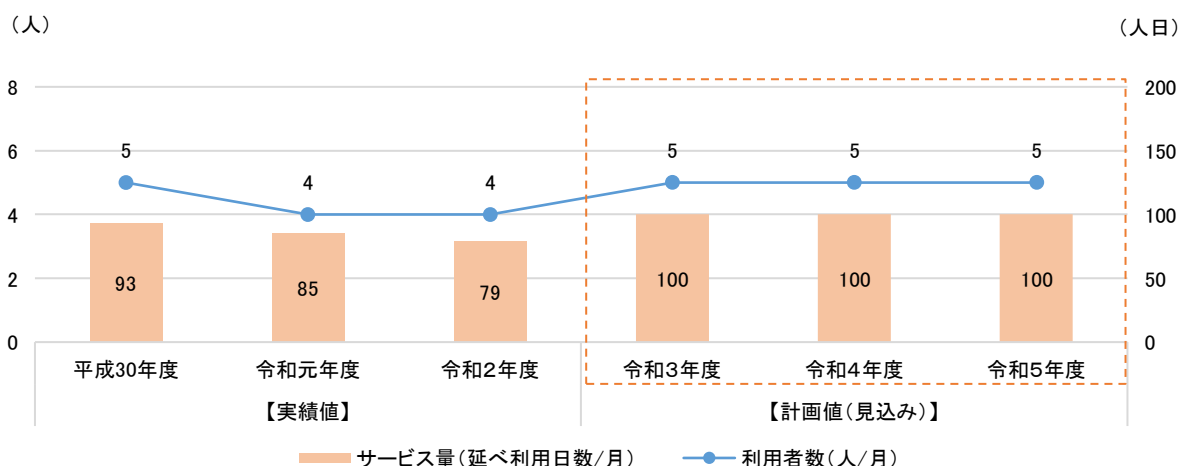
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者のうち地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と利用量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数実績傾向を勘案し、令和3年度以降の利用者数は令和2年度の実績値と同じ5人を見込み、サービス量は1人当たりの月平均20日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	5	4	4	5	5	5
サービス量（延べ利用日数/月）	93	85	79	100	100	100

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値





## ④ 就労移行支援

### [サービスの内容]

就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間と定められています。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

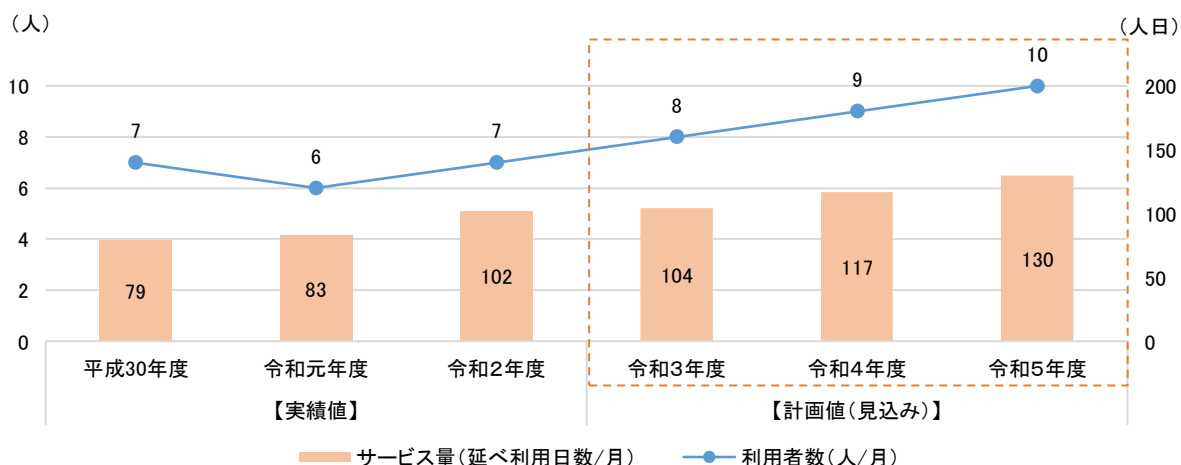
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者など、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度の利用者数を10人見込み、サービス量は1人当たりの月平均13日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	7	6	7	8	9	10
サービス量（延べ利用日数/月）	79	83	102	104	117	130

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 就労継続支援（A型）

### [サービスの内容]

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

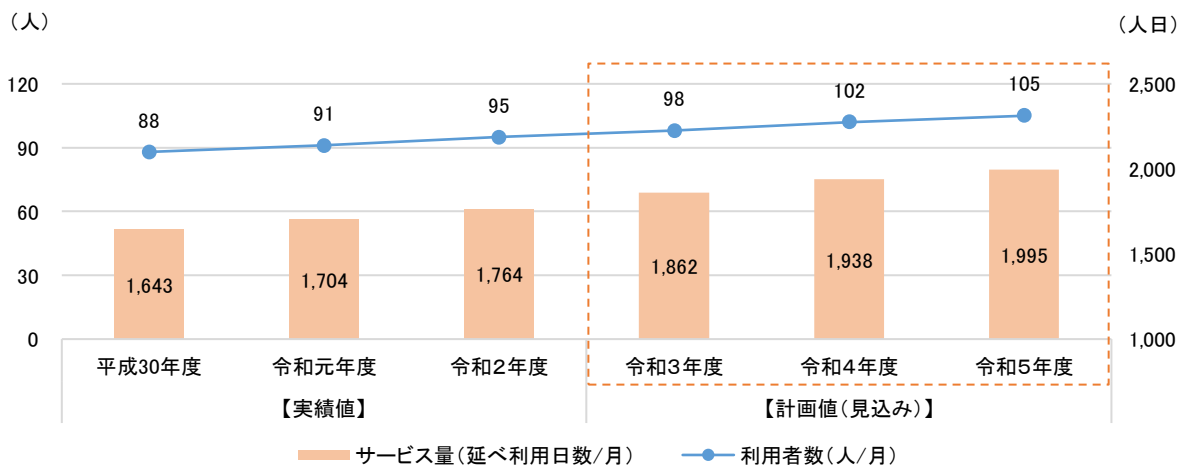
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	88	91	95	98	102	105
サービス量（延べ利用日数/月）	1,643	1,704	1,764	1,862	1,938	1,995

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑥ 就労継続支援（B型）

### [サービスの内容]

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

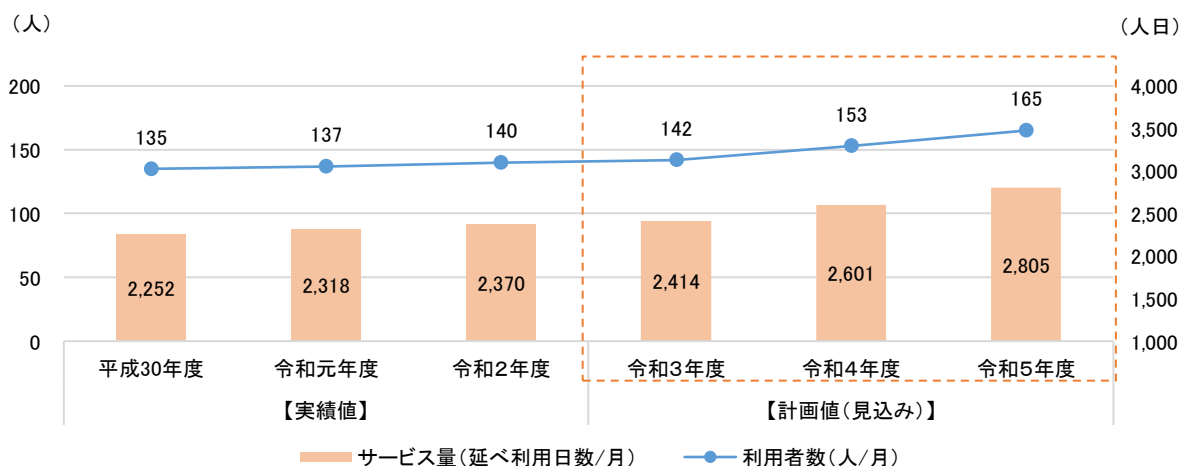
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(B型)の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均17日を利用者数に乘じ設定しました。なお、計画期間中において、既存の事業所が新たに本サービスの展開を予定していることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	135	137	140	142	153	165
サービス量（延べ利用日数/月）	2,252	2,318	2,370	2,414	2,601	2,805

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑦ 就労定着支援

### [サービスの内容]

一般就労した障がい者からの相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

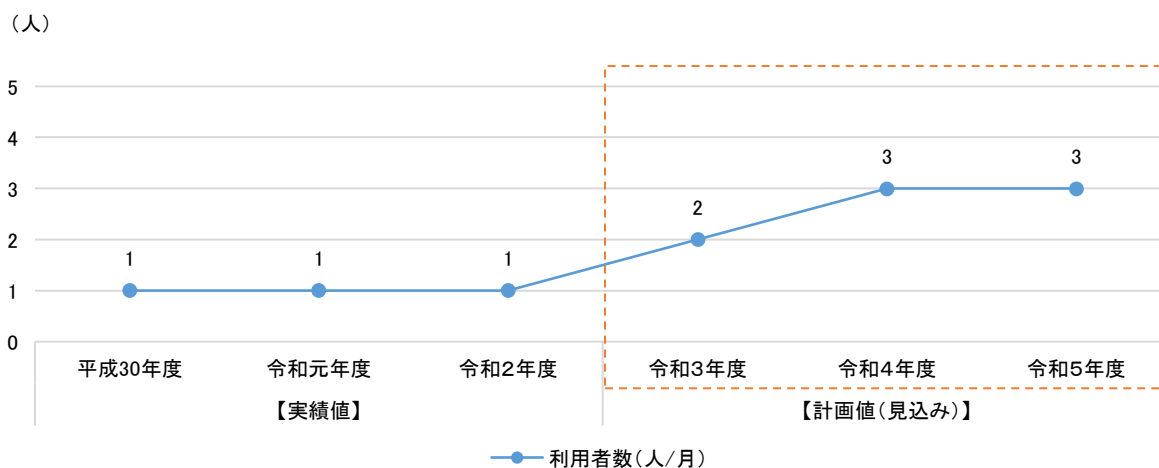
障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向、一般就労への移行者数を勘案し、令和5年度に3人を見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	1	1	1	2	3	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑧ 療養介護

### [サービスの内容]

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

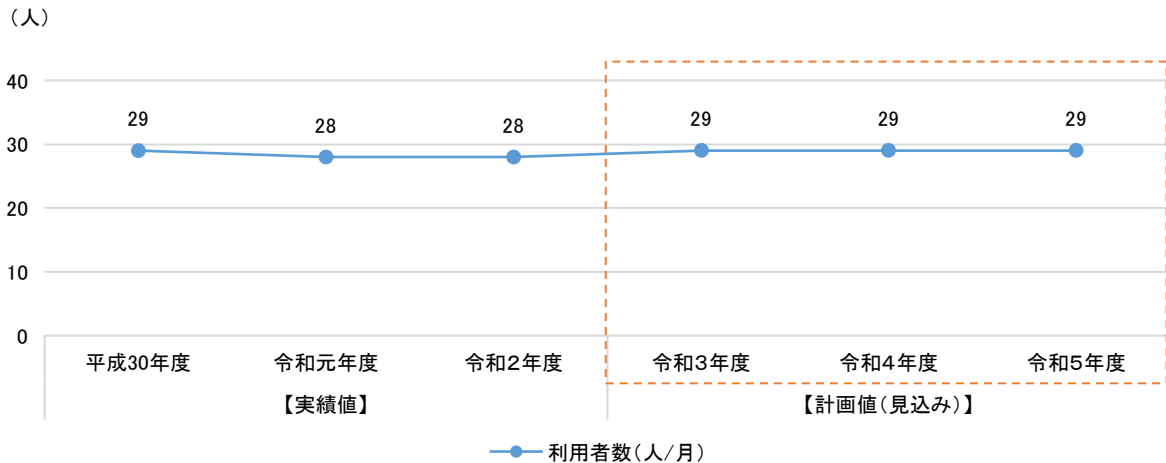
障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は直近3年間の最大値を見込み29人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	29	28	28	29	29	29

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑨ 短期入所（福祉型）

### [サービスの内容]

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、施設への入所を必要とする障がい者に対し、短期間の入所で、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

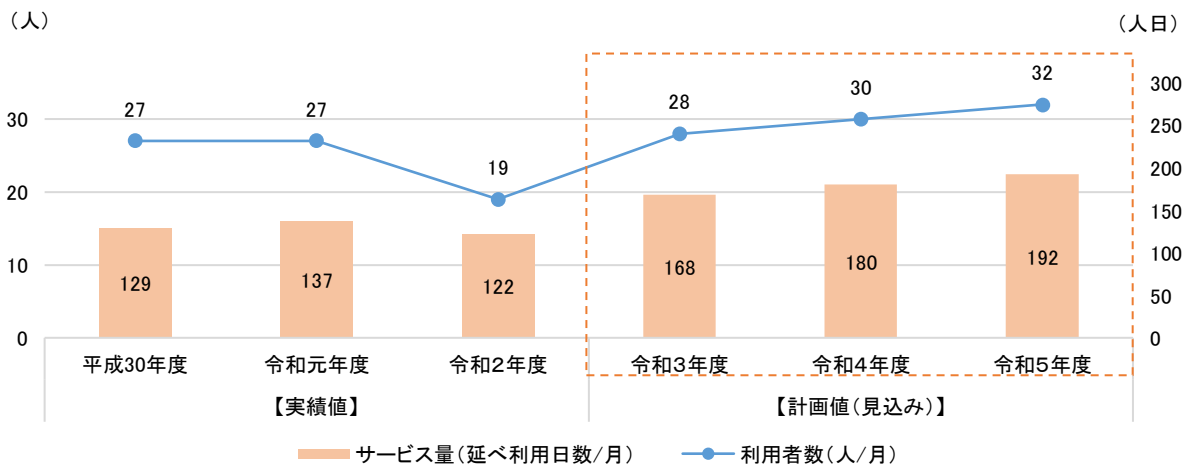
障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度に32人を見込みました。サービス量は1人当たりの月平均6日を利用者数に乘以設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	27	27	19	28	30	32
サービス量（延べ利用日数/月）	129	137	122	168	180	192

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑩ 短期入所（医療型）

### [サービスの内容]

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な障がい者に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

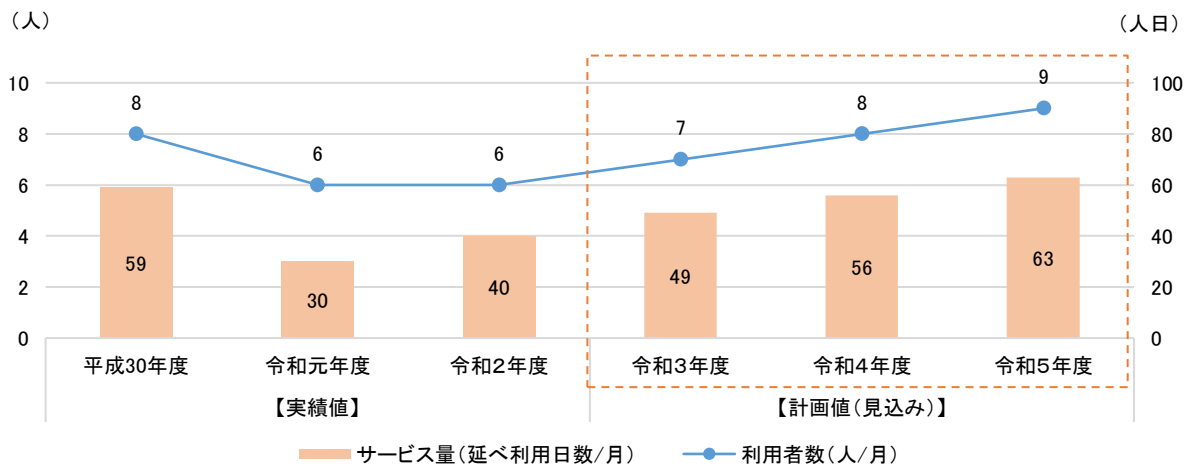
障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度に9人を見込みました。サービス量は1人当たりの月平均7日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	8	6	6	7	8	9
サービス量（延べ利用日数/月）	59	30	40	49	56	63

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## 日中活動系サービスの見込量に対する確保方策

- ✿ より質の高いサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。
- ✿ 今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。事業によっては広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。
- ✿ 就労に際し利用者自身が自らの障がいの状況等に応じた事業所を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。
- ✿ 一般就労を目指す障がい者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。
- ✿ 就労継続支援（A型）については、サービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため、運営面での工夫が必要となりますが、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であることから、体制の充実を図ります。
- ✿ 公共職業安定所や玉名地域振興局、商工会、障がい福祉サービス事業者、民間企業、障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携し、障がい者トライアル雇用やジョブコーチ制度などの活用を支援します。また、関係機関への障がい者理解に向けた働きかけを行います。
- ✿ 医療的ケアの必要な障がい者等が利用するサービスについては、広域的な枠組みで医療機関と障害福祉サービス事業所、その他必要な機関との連携を図り、サービス量を確保します。
- ✿ 緊急時の安心を確保するための短期入所のニーズは高く、地域生活を支える重要な機能として更なる整備が必要です。各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受け入れができる体制確保に努めます。
- ✿ 利用できるサービスとその内容について、わかりやすく周知するように努めます。



### 3 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

##### [サービスの内容]

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

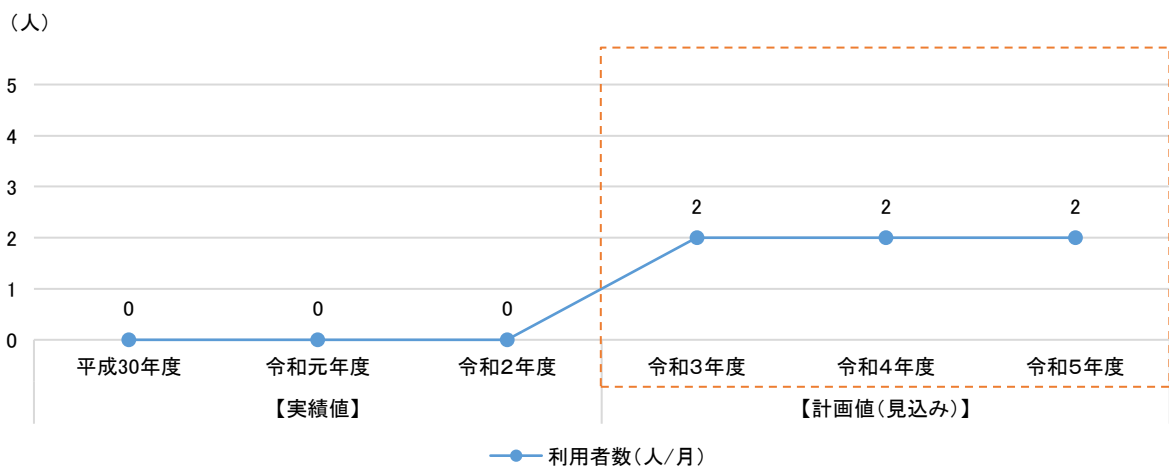
##### [必要量見込に関する国の基本指針]

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を2人見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	0	0	0	2	2	2



## ② 共同生活援助

### [サービスの内容]

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

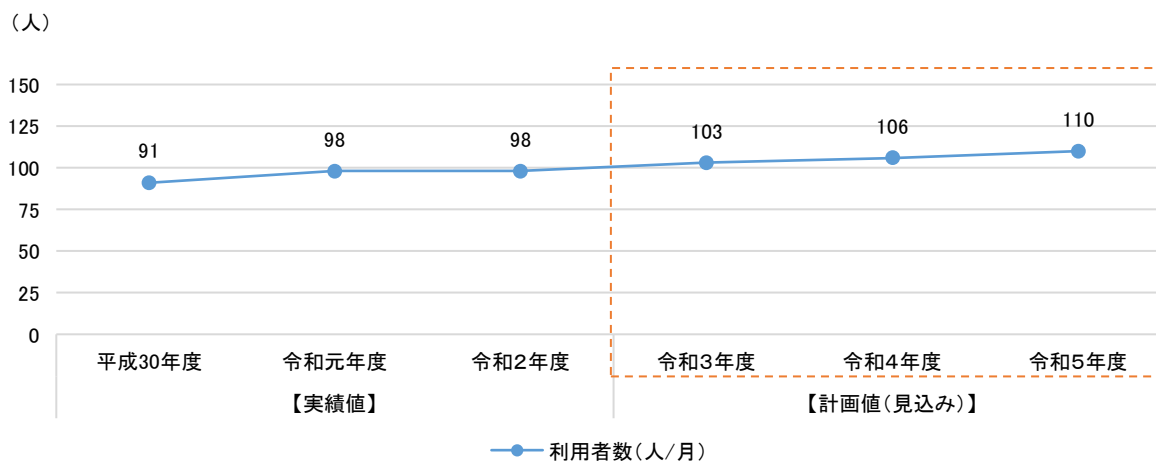
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用実績傾向を勘案し増加平均により算出しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	91	98	98	103	106	110

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 施設入所支援

#### [サービスの内容]

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄または食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

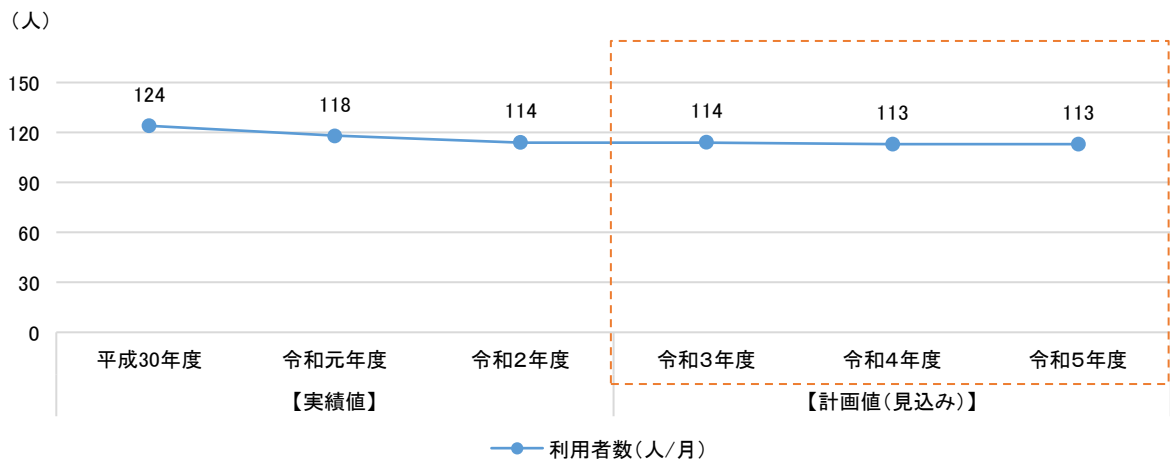
令和元年度末時点の施設入所者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行者数を控除したうえで、グループホームなどでの対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

施設入所者の地域生活への移行者数、数値目標を勘案し、令和5年度の利用者数を113人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	124	118	114	114	113	113

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## 居住系サービスの見込量に対する確保方策】

- 各サービスについて、情報の把握を含め関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量の確保を図ります。
- 特に共同生活援助については、地域移行の受け皿としてニーズが高く、近年では保護者の高齢化を背景に、必要性の高まっているサービスとなっています。障がいの特性に配慮した施設整備を求める声もあることから、引き続き事業者と連携し、サービス体制の確保に努めます。
- 施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、入所サービスを必要とする障がい者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図ります。
- 利用できるサービスとその内容について、わかりやすく周知するように努めます。

## 4 相談支援

### ① 計画相談支援

#### [サービスの内容]

計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

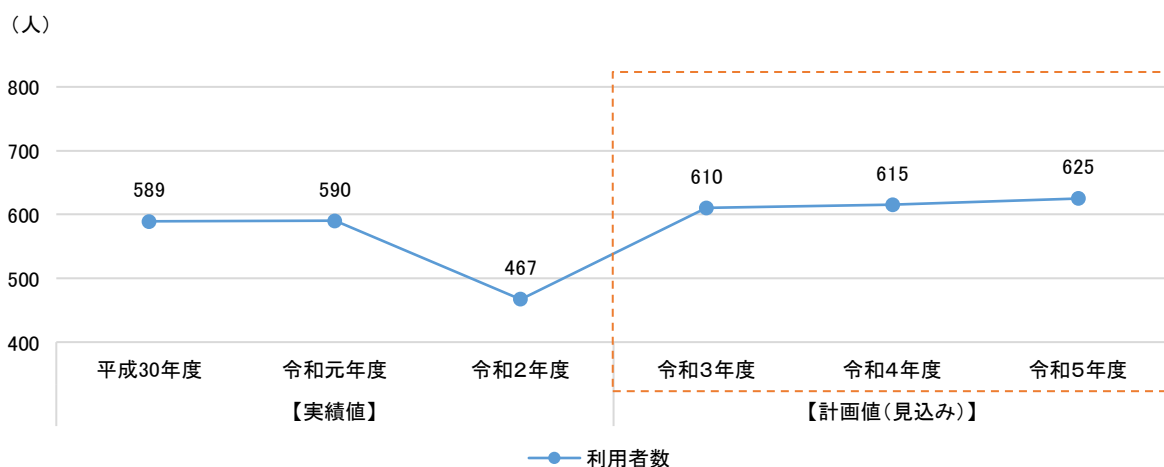
障がい福祉サービスと地域相談支援の利用者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は減少傾向にありましたが、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度に625人を見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	589	590	467	610	615	625

※実績値の平成30年度、令和元年度は年間の利用者数、令和2年度は9月末時点の利用者数



## ② 地域移行支援

### [サービスの内容]

地域移行支援は、入所している障がい者または入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

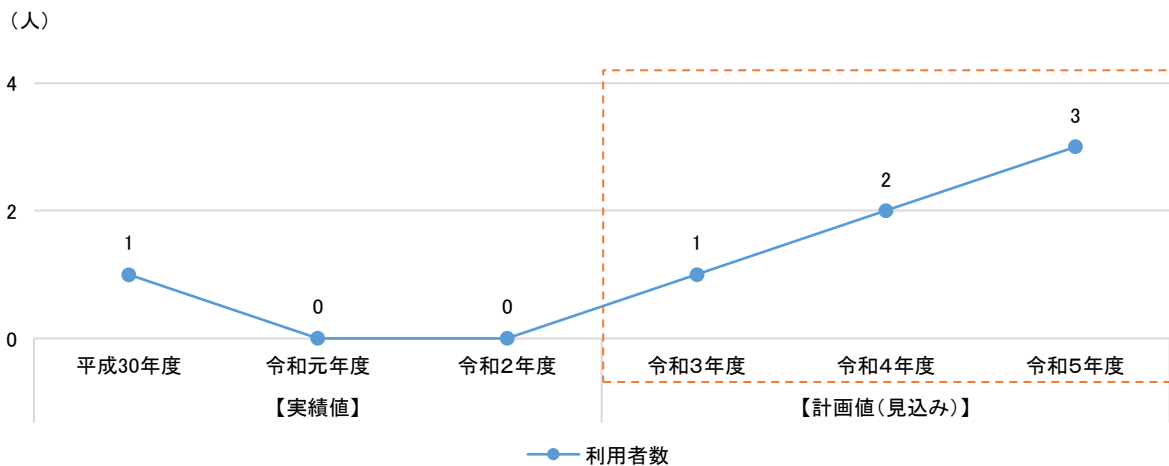
設定にあたっては、入所または入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

施設入所者の地域生活への移行者数、数値目標を勘案し、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1	0	0	1	2	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年間の利用者数、令和2年度は9月末時点の利用者数



### ③ 地域定着支援

#### [サービスの内容]

地域定着支援は、居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

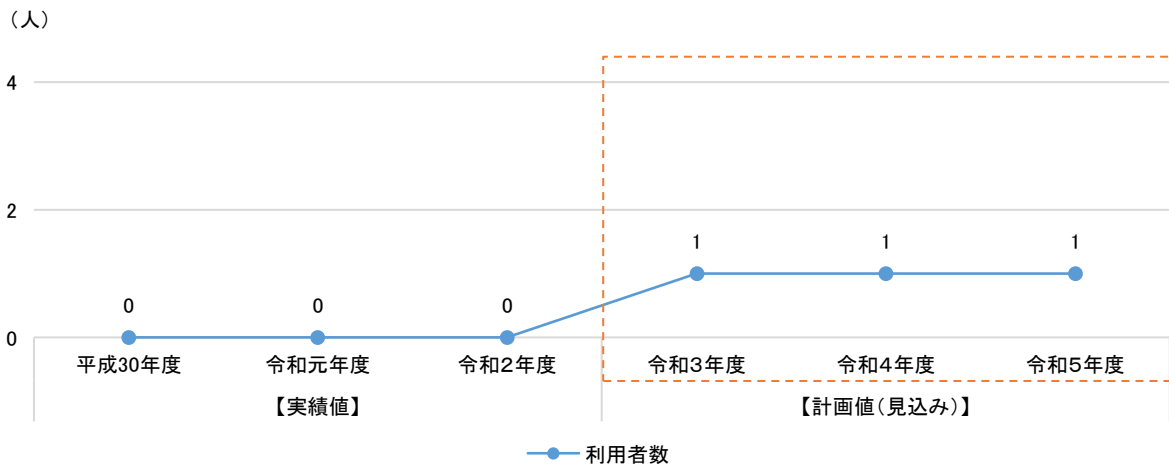
#### [必要量見込に関する国の基本指針]

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定する。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数行を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1人見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	1	1	1



## 相談支援の見込量に対する確保方策

- ✿それぞれの障がいの特性に応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を支援します。
- ✿身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- ✿対象者のニーズ把握を行うとともに、関連事業所と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。
- ✿入院・入所している障がい者の退院・退所後の地域での生活の不安を解消し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関連事業所と連携し、サービスの充実を図ります。
- ✿利用できるサービスとその内容について、わかりやすく周知するように努めます。



## 5 障がい児通所支援

### ① 児童発達支援

#### [サービスの内容]

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

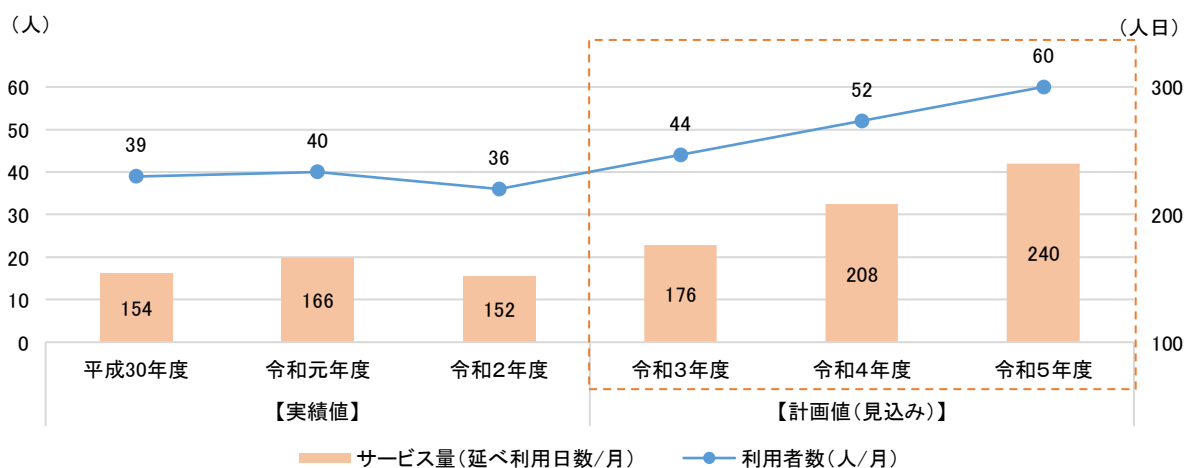
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は障がい児等のニーズを勘案し、令和5年度に60人を見込み、サービス量は1人当たりの月平均4日を利用者数に乘じ設定しました。なお、計画期間中において、既存の事業所が新たに本サービスの展開を予定していることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	39	40	36	44	52	60
サービス量（延べ利用日数/月）	154	166	152	176	208	240

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 医療型児童発達支援

### [サービスの内容]

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

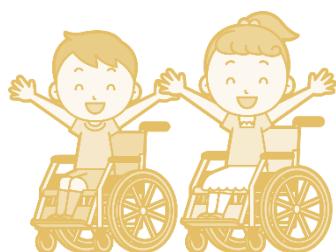
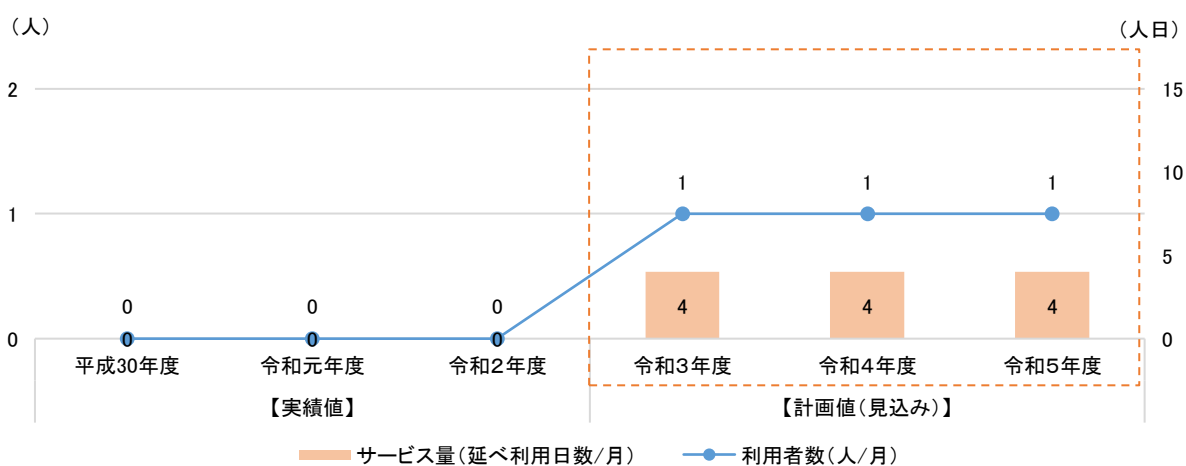
### [必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1名見込み、サービス量は1か月当たり延べ4日と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0	4	4	4



### ③ 放課後等デイサービス

#### [サービスの内容]

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後または学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

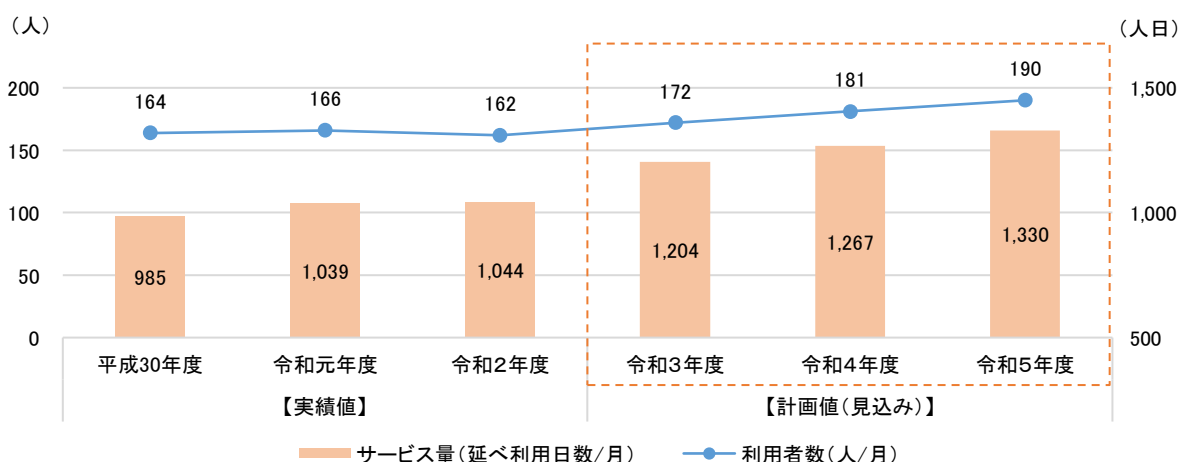
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所などでの障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は障がい児等のニーズを勘案し、令和5年度に190人を見込み、サービス量は1人当たりの月平均7日を利用者数に乘じ設定しました。なお、計画期間中において、既存の事業所が新たに本サービスの展開を予定していることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	164	166	162	172	181	190
サービス量（延べ利用日数/月）	985	1,039	1,044	1,204	1,267	1,330

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



#### ④ 保育所等訪問支援

##### [サービスの内容]

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

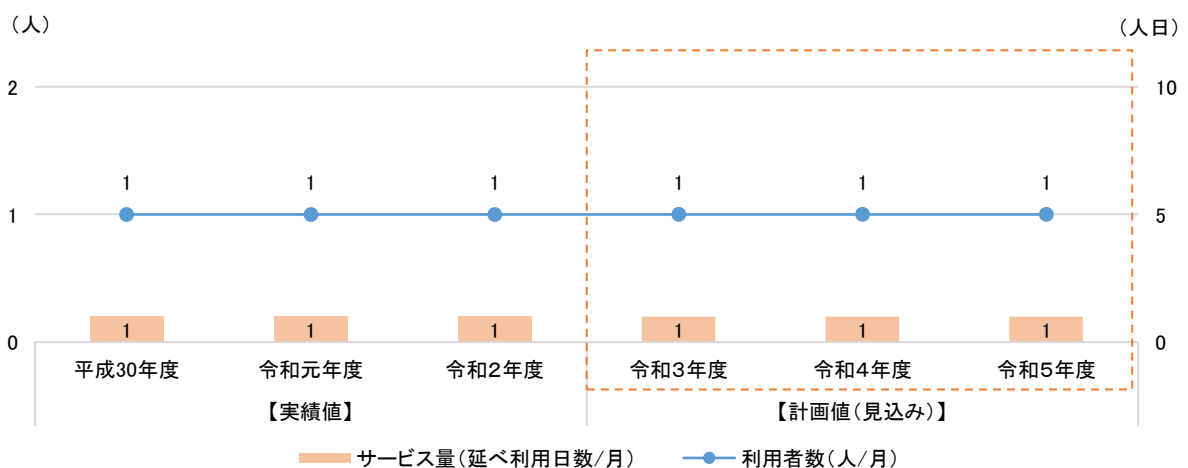
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所などでの障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は直近3か年の利用実績と同様の見込み、サービス量は1人当たりの月平均1日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
サービス量（延べ利用日数/月）	1	1	1	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

### [サービスの内容]

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

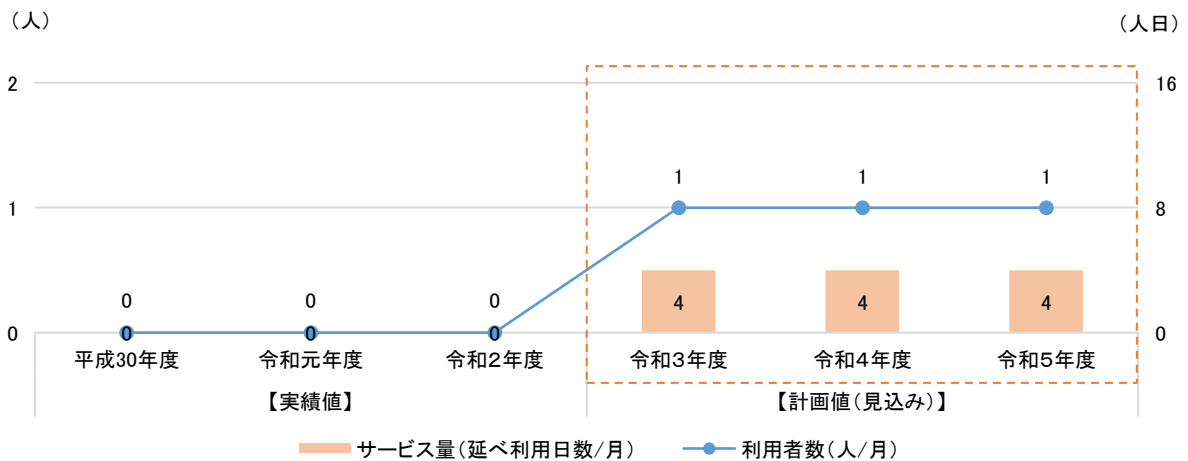
### [必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1名見込み、サービス量は1か月当たり延べ4日と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
サービス量（延べ利用日数/月）	0	0	0	4	4	4



## 障がい児通所支援の見込量に対する確保方策

- ❁ 一人ひとりの特性に応じた、より質の高いサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。
- ❁ 関係機関と連携し、支援の必要な児童の早期療育開始へつなげます。
- ❁ 事業所と連携し、研修や育成指導等を通じてサービスの充実・質の向上を図ります。
- ❁ 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、サービス見込量に基づいた適切な体制の充実を図ります。
- ❁ 利用できるサービスとその内容について、わかりやすく周知するように努めます。



## 6 障がい児相談支援

### ① 障がい児相談支援

#### [サービスの内容]

障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

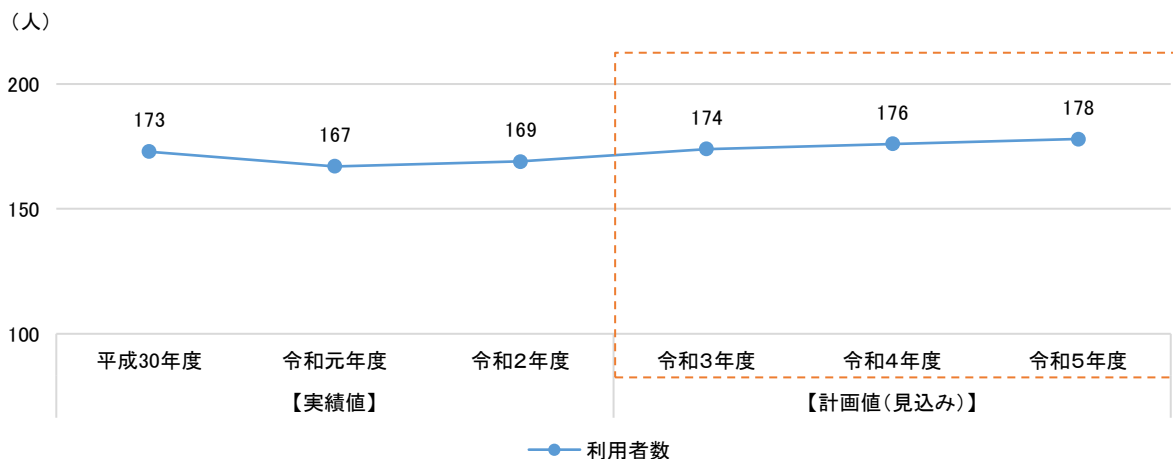
地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズなどを勘案して、利用児童数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向、障がい児等のニーズを勘案し増加平均による算出、令和5年度の利用者数を178人/月と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	173	167	169	174	176	178

※実績値の平成30年度、令和元年度は年間の利用者数、令和2年度は9月末時点の利用者数



## ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター配置

### [サービスの内容]

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

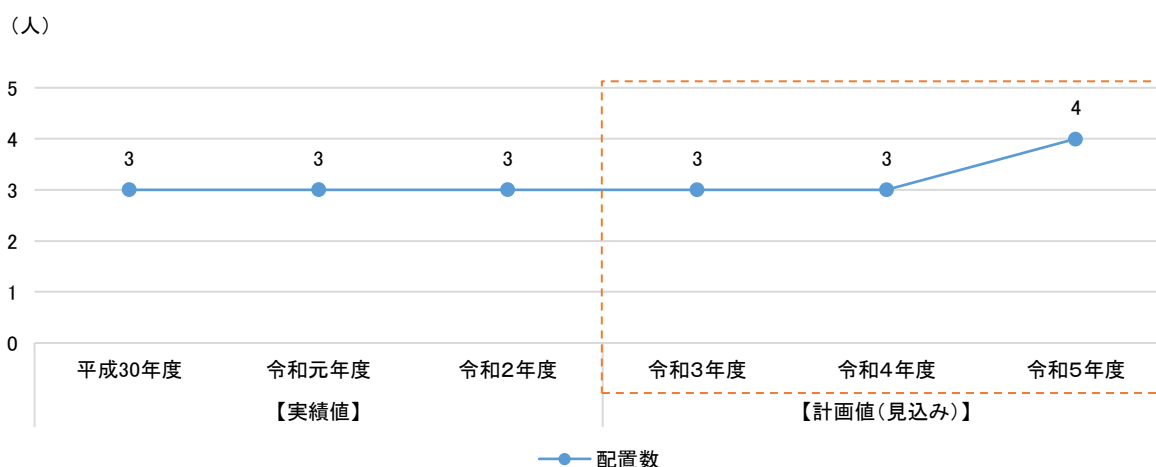
### [必要量見込に関する国の基本指針]

地域における医療的ケア児のニーズなどを勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

令和5年度の計画値（見込み）を配置数4人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数	3	3	3	3	3	4



### 障がい児相談支援の見込量に対する確保方策

- ✿ 身近な地域で相談支援が受けられるように、相談支援事業所の拡充と相談支援体制の強化を図ります。
- ✿ より質の高いサービスが提供できるように、相談支援専門員等の育成、資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。
- ✿ 利用できるサービスとその内容について、わかりやすく周知するように努めます。



## 7 地域生活支援事業

### ●●必須事業●●

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### [サービスの内容]

障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

##### [サービスの内容]

障がいのある方、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。



### ③ 相談支援事業

#### 障がい者相談支援事業

##### [サービスの内容]

障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。

本事業は、有明圏域で実施しています。

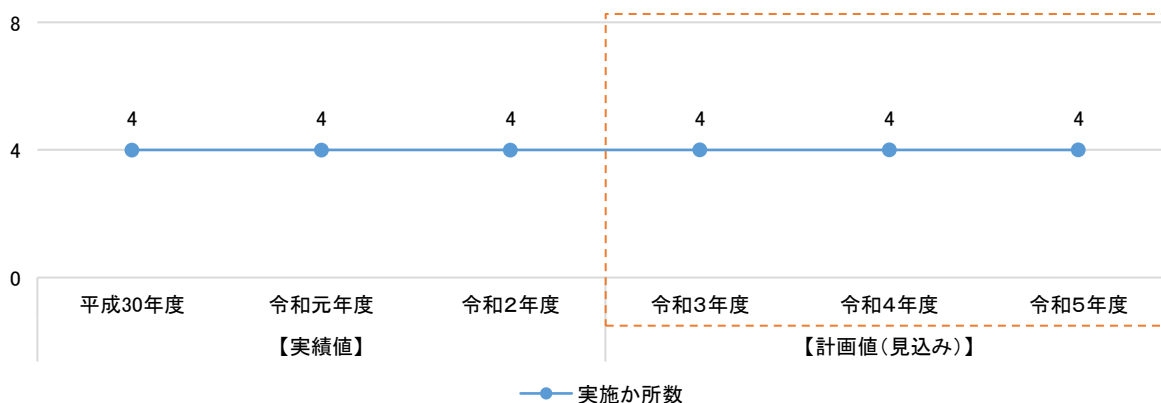
実施事業所	相談支援センターいこいば 荒尾市社会福祉事業団相談支援センター コミュニティセンターりんくる 指定相談支援事業所ふれあい
-------	---

##### [実績値及び計画値（見込み）]

令和3年度以降も直近3か年と同様に4か所と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	4	4	4	4	4	4

(か所)



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### [サービスの内容]

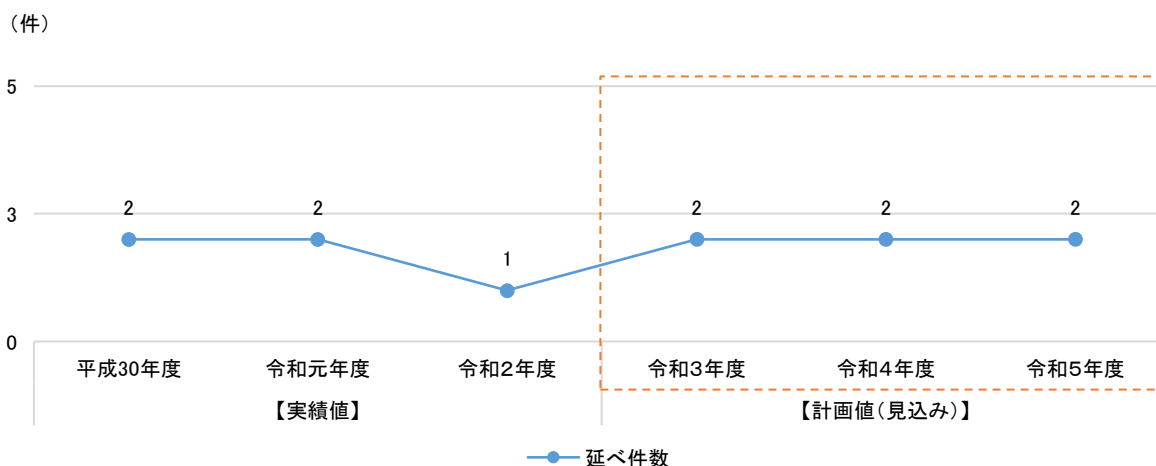
知的障がい・精神障がい者で判断が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

直近3か年の利用実績の最大数を見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ件数	2	2	1	2	2	2

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### [サービスの内容]

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

## ⑥ 意思疎通支援事業

### [サービスの内容]

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

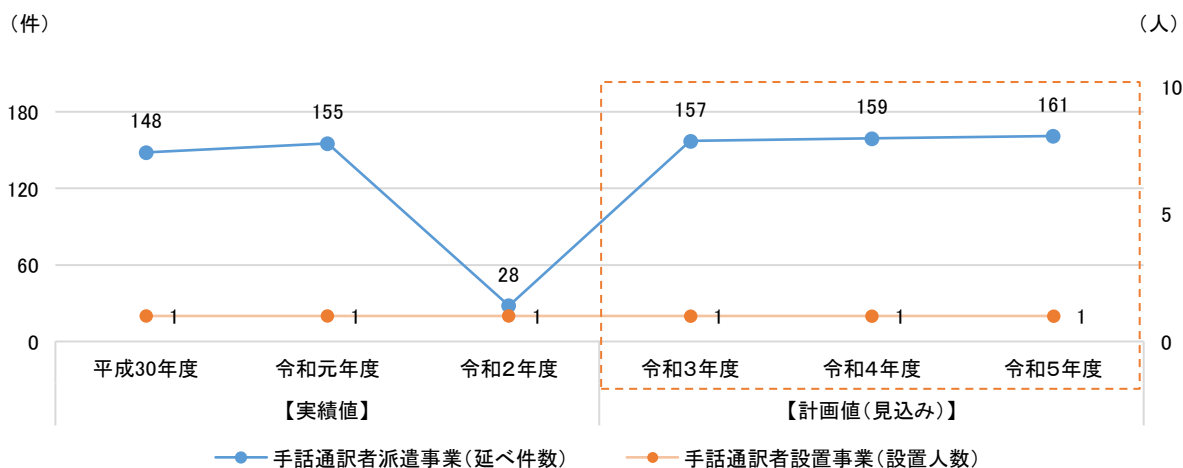
### [実績値及び計画値（見込み）]

手話通訳者派遣事業については、令和2年度の急激な減少は新型コロナウイルス感染症による影響と考え、令和2年度を除き、利用実績傾向を勘案し設定しました。

手話通訳者設置事業については、直近3か年と同様の人数を見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（延べ件数）	148	155	28	157	159	161
手話通訳者設置事業（設置人数）	1	1	1	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



## ⑦ 日常生活用具給付事業

### [サービスの内容]

障がい者等に対し、日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ器具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向を勘案し概ね最大値を見込み、計画最終年度の令和5年度の計画値（見込み）は、これまでの利用実績に基づき、下記の通り設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具（件/年）	4	12	1	10	10	10
自立生活支援用具（件/年）	4	8	5	7	7	8
在宅療養等支援用具（件/年）	10	8	5	8	8	8
情報・意思疎通支援用具（件/年）	15	10	6	15	15	15
排泄管理支援用具（件/年）	1,331	1,310	909	1,350	1,350	1,350
居宅生活動作補助用具（住宅改修）（件/年）	1	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### [サービスの内容]

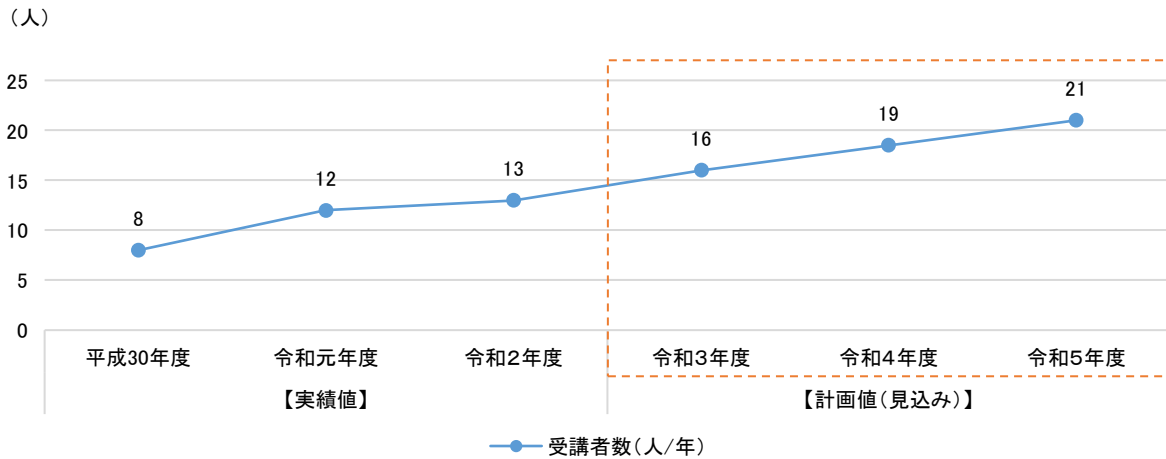
手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### [実績値及び計画値（見込み）]

手話奉仕員の受講者数は、受講実績傾向を勘案し設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数（人/年）	8	12	13	16	19	21

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



## ⑨ 移動支援事業

### [サービスの内容]

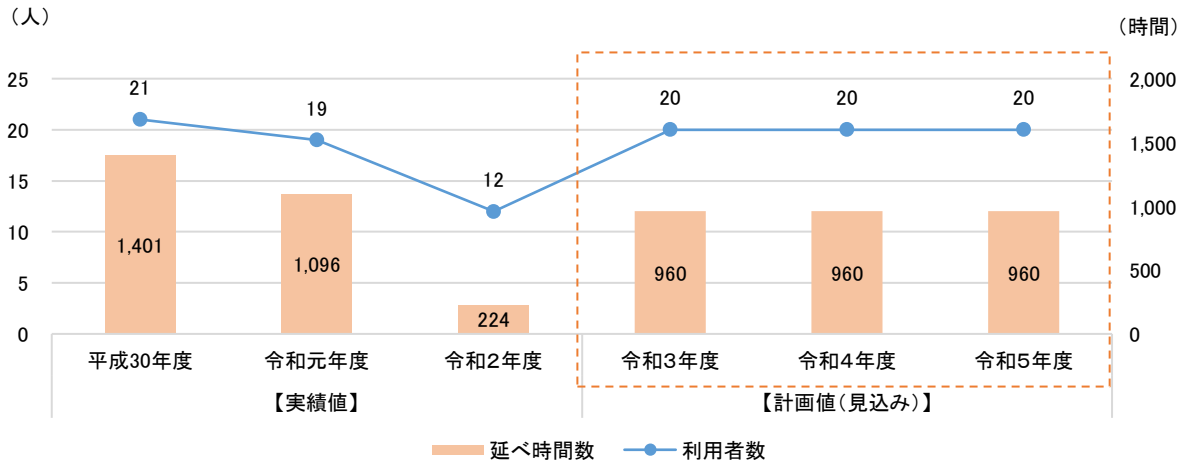
屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

### [実績値及び計画値（見込み）]

令和2年度の急激な減少は新型コロナウイルス感染症による影響とみて、令和2年度を除き、これまでの利用実績に基づき、令和3年度以降の利用者数を年20人と見込み、延べ時間数は1人当たりの平均利用時間48時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	21	19	12	20	20	20
延べ時間数	1,401	1,096	224	960	960	960

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



## ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

### [サービスの内容]

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し支援を行う事業です。

地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型を、有明圏域で設置しています。

地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センターⅢ型
利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など(基礎的事業)に加え、その機能を強化するため、専門職(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業も併せて実施します。	基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会を提供します。
実施事業所名		
ふれあい	天水生命学園	玉名きぼうの家

### [実績値及び計画値(見込み)]

	【実績値】			(計画値(見込み))		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型(か所)	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型(か所)	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型(か所)	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業(実施の有無)	有	有	有	有	有	有



## ●●任意事業●●

### ① 訪問入浴サービス

#### [サービスの内容]

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

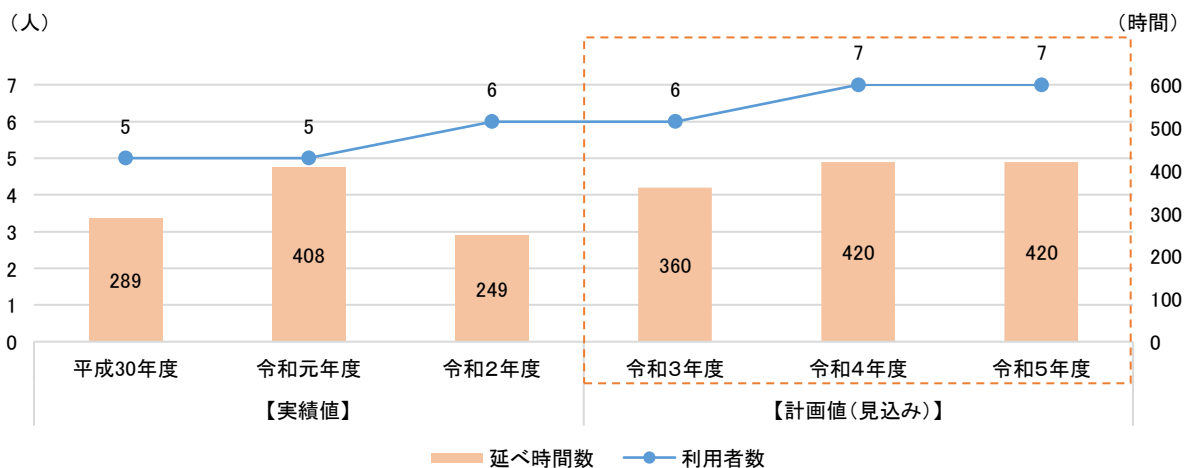
具体的には、看護師または准看護師もしくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行います。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向を勘案して算出し、延べ時間数は1人当たりの平均利用時間60時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5	5	6	6	7	7
延べ時間数	289	408	249	360	420	420

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



## ② 日中一時支援事業

### [サービスの内容]

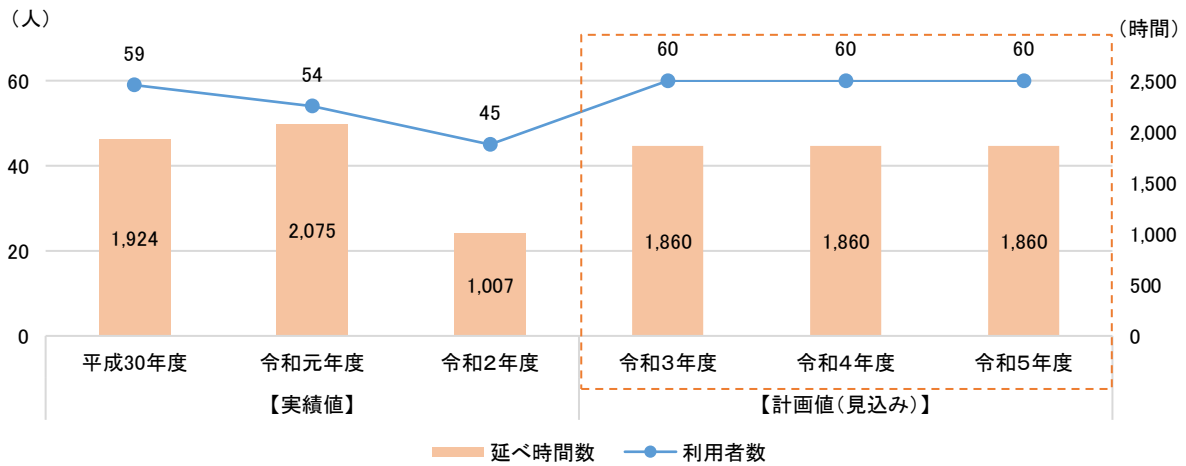
障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和3年度以降の利用者数を年間60人と見込み、延べ時間数は1人当たりの平均利用時間である31時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	59	54	45	60	60	60
延べ時間数	1,924	2,075	1,007	1,860	1,860	1,860

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



### ③ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

#### [サービスの内容]

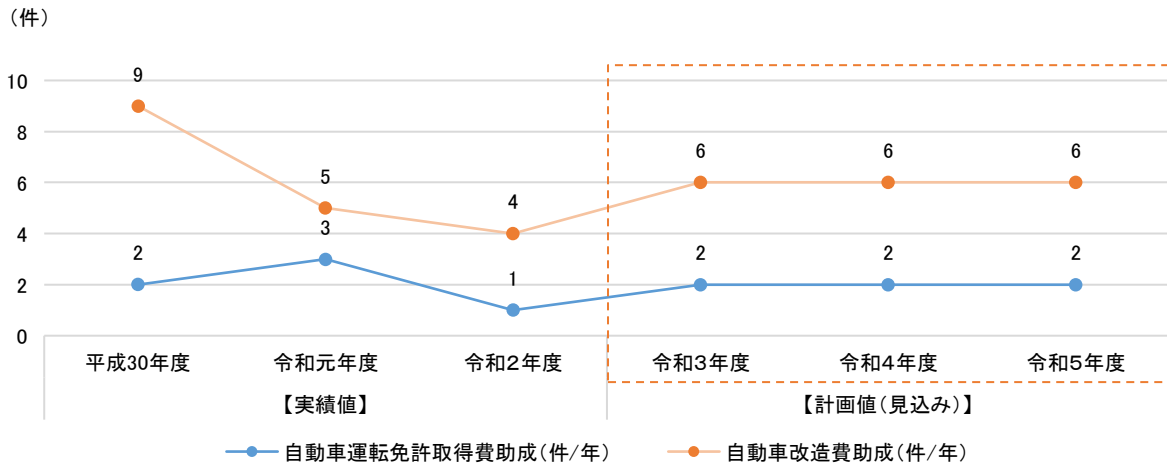
障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

直近3か年の利用実績のおよその平均件数と同様の利用件数を見込み設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得助成（件/年）	2	3	1	2	2	2
自動車改造費助成（件/年）	9	5	4	6	6	6

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は9月末時点の実績



## 地域活動支援事業の見込量に対する確保方策

- ✿パンフレットや広報紙等により市民に広く周知し、各事業が利用しやすい環境を整備します。
- ✿利用希望者の把握に努めるとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。
- ✿利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。
- ✿地域活動支援センターについては、障がいの特性に応じて活動ができる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、働く場や障がいのある人の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、積極的に利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。
- ✿日中一時支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用ニーズは今後も増加すると考えられることから、介護者である家族の支援として必要な人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。
- ✿本市及び近隣市町で実施している事業については、今後も広域で協議の場をもち、円滑なサービス提供ができるように努めます。

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知

「健康で安心な 福祉づくり」の実現にあたっては、市民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいに関する認識を深め、障がいのある人への正しい理解につながるよう、本計画の市民への周知に努めます。

#### (2) 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。

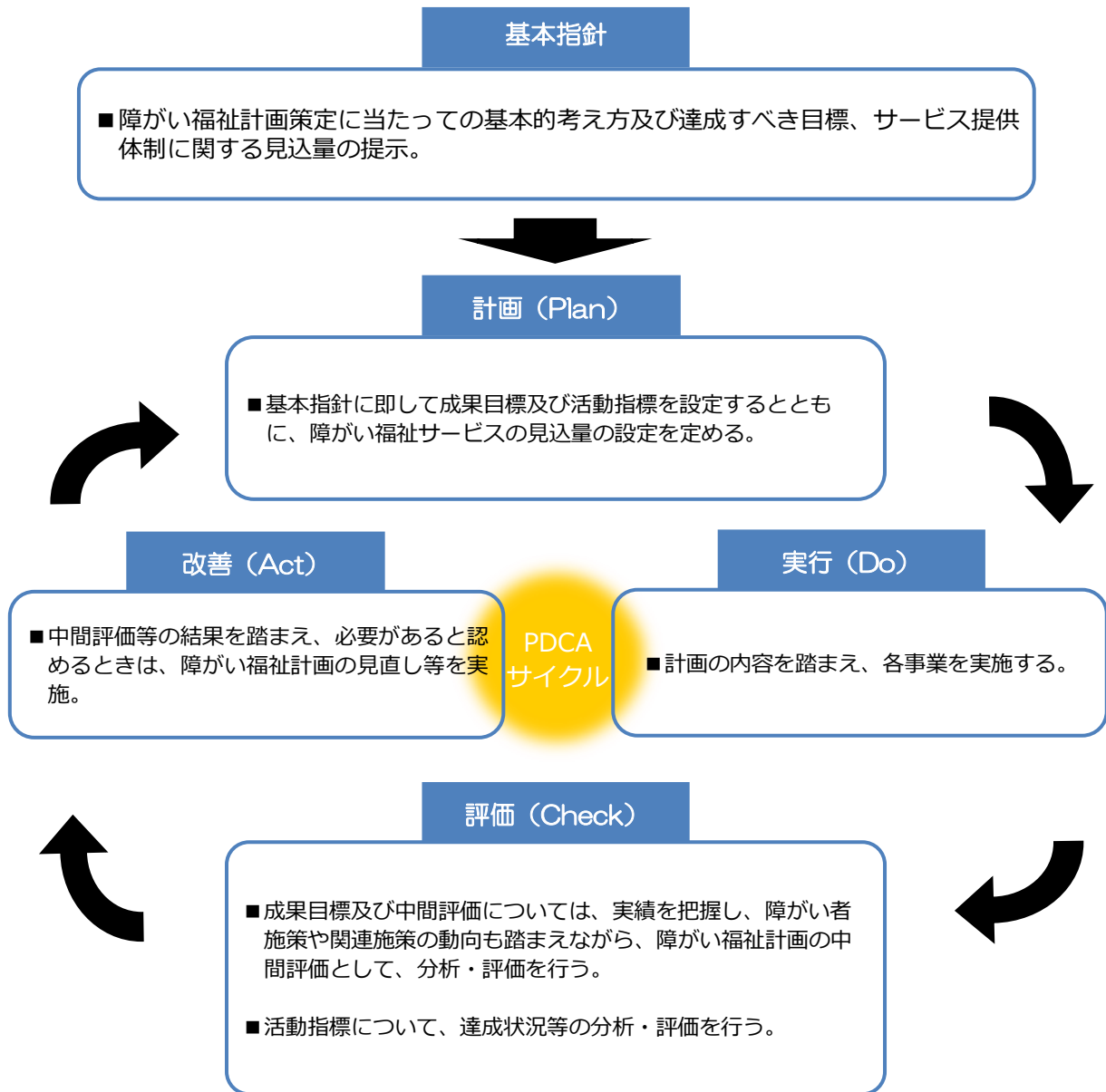
本計画には、国・県及び有明圏域をはじめとした近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障がい者福祉施策の動向や近隣自治体の障がい福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

### 2 計画の進捗管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、評価分析に努め、必要な場合は、障がい福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



## 資料編

### 1 第6期玉名市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

◎ 委員長

区 分	所 属	団体肩書	氏 名
学識経験者	学校法人 熊本城北学園 九州看護福祉大学	看護福祉学部 社会福祉学科 専任講師	◎水間 宗幸
地域代表	玉名市民生委員児童委員 連絡協議会	第1民生委員児童委員 協議会会長	関 榮
福祉関係 団体の代表者	玉名市身体障害者福祉協議会	会 長	橋 敏郎
	玉名市手をつなぐ育成会	事務局長	谷口 建太
	玉名市精神障害者家族会	会 長	飯塚 幸二
	医療法人 信和会 地域生活支援センターふれあい	センター長	城戸 美智代
	社会福祉法人 玉医会 障害者支援施設たまきな荘	施 設 長	金和 史岐子
	社会福祉法人 きらきら 生活支援センターきらきら	理 事 長	西山 敏雄
	社会福祉法人 天水福祉事業会 障害者支援施設天水生命学園	施 設 長	國友 哲太郎
	社会福祉法人 玉医会 有明地域療育センター	療育相談員	福嶋 幸子
	玉名市社会福祉協議会	地域福祉課 課長	徳永 和一
関係行政機関 代表	玉名市福祉事務所	玉名市福祉事務所長 (健康福祉部長)	竹村 昌記

## 2 用語解説

### あ行

#### ◆ 一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

#### ◆ 医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や自宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。

### か行

#### ◆ 基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担う。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある人が自立した生活を続けていくことができるよう支援する。

#### ◆ 権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組のこと。

#### ◆ 公共職業安定所

通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

#### ◆ 高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。



**◆ 児童福祉法**

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

**◆ 社会的障壁**

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。

事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

**◆ 手話通訳者**

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

**◆ 手話奉仕員**

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

**◆ 障害者基本法**

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

#### ◆ 障害者自立支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

#### ◆ 障害者総合支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

#### ◆ 障がい者トライアル雇用

障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法等の労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険等が適用される。

#### ◆ 障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

#### ◆ ジョブコーチ

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

#### ◆ ジョブコーチ制度

障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始された。

#### ◆ 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

#### ◆ 身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

#### ◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### ◆ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

#### ◆ 相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う専門職。

### た行

#### ◆ 地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

#### ◆ 地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」とい

う関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

#### ◆ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

#### ◆ 特定医療費（指定難病）受給者

難病医療費助成制度の利用が認定された人。難病医療費助成制度とは、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

#### ◆ 特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

#### ◆ 特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

な行

#### ◆ 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立して

いない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

#### ◆ 日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

#### ◆ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方（概念）のこと。

は行

#### ◆ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

#### ◆ 発達障害者支援法

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

#### ◆ パブリックコメント

公衆（国民・住民など）の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

#### ◆ 福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する事業所。公的な福祉サービスとは、税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令（社会福祉法や障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法など）によって、サービスを提供する事業所などの従事者や設備、サービス運営体制などが規定されている。また、福祉サービスには、ボランティア団体や住民

組織などによる地域における助け合い活動なども含まれる。

## ら行

### ◆ リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

### ◆ 療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

### ◆ 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

### ◆ レスパイト

レスパイトとは、休息、息抜き、小休止のことで、レスパイトサービスとは、障がいのある人などを在宅で介護している家族の休息や息抜きなどのため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所やホームヘルパーによる支援などがある。



第6期玉名市障がい福祉計画  
第2期玉名市障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月  
編集・発行 玉名市 健康福祉部 総合福祉課  
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163  
TEL : 0968-75-1121 / FAX : 0968-73-2362